

(制度の利用を検討している方、現在制度を利用している方へ)

リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内

制度の内容、ご利用の手続きについて

制度ホームページ



お問い合わせ窓口
(全国ハローワーク)



都道府県労働局・ハローワーク

目次

I	はじめに	1
II	求職者支援制度の概要	2
III	リ・スキリング等教育訓練支援融資	3
	1. 概要	3
	2. 対象	6
IV	就職支援計画書の作成について	8
	1. 就職支援計画書	8
	2. 支援期間	8
	3. 指定来所日	9
	4. 就職支援計画に関するその他の注意事項	10
V	リ・スキリング等教育訓練支援融資利用の流れ	11
	1. 全体の流れ	11
	2. 訓練受講前の手続き	12
	3. 融資額について	18
	4. 訓練受講中の手続き	19
	5. 訓練終了後の手続き	23
	6. 返済免除申請の手続き	24
VI	様式記載例	28
	リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）	29
	リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書（リ・融資様式2）	30
	リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2 別添）	35
	リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）	36
	リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認申請書（リ・融資様式6）	37
	リ・スキリング等教育訓練支援融資額内訳（リ・融資様式6 別添）	40
	リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除審査申請書（リ・融資様式7）	41
	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（訓練開始前）	44
	（リ・融資様式7 別添1-1または別添1-2または別添1-3）	
	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（就職後）	47
	（リ・融資様式7 別添2-1または別添2-2または別添2-3）	
	リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書（リ・融資様式9）	50
	就職支援計画書	51

リ・スキリング等教育訓練支援融資の手続きの流れについては、説明動画もございます。以下の二次元バーコードからご覧いただくか、厚生労働省Youtubeチャンネル「厚生労働省 / Ministry of Health, Labour and Welfare」の「リ・スキリング等教育訓練支援融資ご利用の流れについて」という動画を検索してください。



I はじめに

本冊子では、令和7年10月より開始されたリ・スキリング等教育訓練支援融資制度の内容と、ご利用にあたっての手続き、注意事項等について説明します。

リ・スキリング等教育訓練支援融資は、求職者支援制度の一部となる制度です。

求職者支援制度

リ・スキリング等教育訓練支援融資

求職者支援制度は、

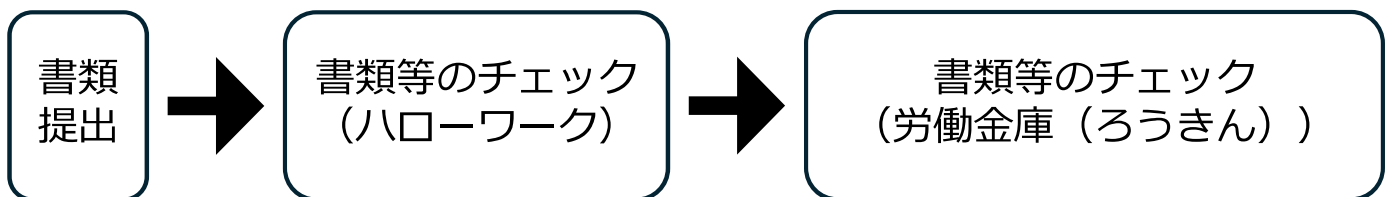
「**特定求職者の早期就職を、ハローワークでの就職相談・職業紹介や、職業訓練の受講等によって支援する制度**」です。

上記の職業相談や職業訓練等は、ハローワークで「就職支援計画」を作成した上で、その計画に基づいて行われます。

リ・スキリング等教育訓練支援融資（以下、「リ・スキリング等支援融資」といいます。）は、求職者支援制度の一部ですので、**リ・スキリング等支援融資を受けるためには、融資に必要な手続きに加えて、以下の2つも行う必要があります。**

- ▶ 就職支援計画作成のための手続き
- ▶ ハローワークでの職業相談、職業紹介

また、融資を申し込む時の書類等のチェックは、基本的に以下の流れで行われます。



そのため、**ハローワークのチェックを通過しても、労働金庫（ろうきん）の金融機関としてのチェックの結果、融資を受けられない、もしくは融資される額が減る可能性があります。**また、**リ・スキリング等支援融資の申請・返済免除の申請は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有していないため、申請が認められなかった場合であっても、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。**

制度の内容や、手続きについてはⅡ以降で説明しますが、まずは上記についてご了承ください。
また、本冊子に記載していないこともあります。
分からないことはハローワークにお尋ねください。

Ⅱ 求職者支援制度の概要

求職者支援制度とは・・・

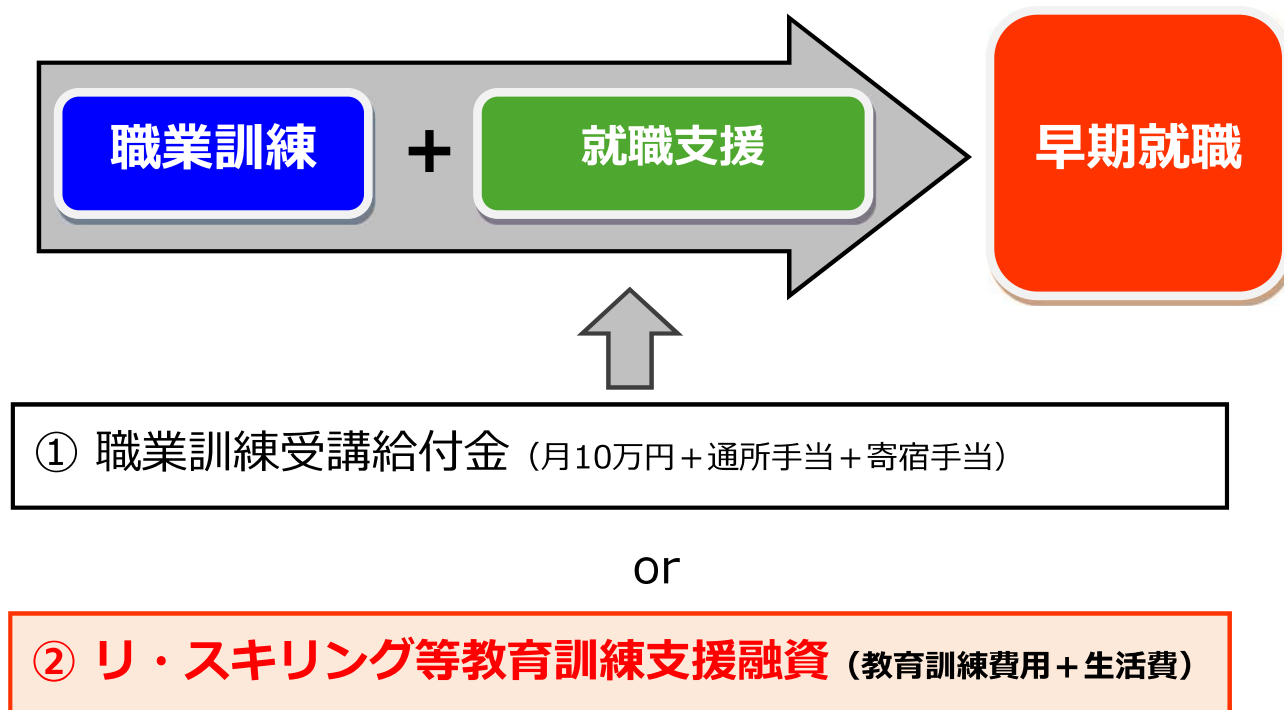
→「**特定求職者**」である方が、**職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を実現するために、国が支援する制度**です。

▶ **以下を全て満たす方が「特定求職者」となります。**

- ・ ハローワークに求職の申込みをしていること
- ・ 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ・ 労働の意思と能力があること
- ・ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

具体的な支援は、以下のとおりです。

- ・ 必要なスキルを身につけるための職業訓練
- ・ ハローワークでの就職支援
- ・ 職業訓練受講給付金（月10万円の受講手当+通所手当+寄宿手当）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資（教育訓練費用+生活費）



本冊子では、**②の「リ・スキリング等教育訓練支援融資」のうち、融資に関係する部分を中心に説明します。**

前ページに記載の「就職支援計画作成のための手続き」や「職業相談、職業紹介」については、「求職者支援制度・訓練受講のしおり」等も併せてお読みいただきながら、ご不明点はハローワークにお問い合わせください。

Ⅲ リ・スキリング等教育訓練支援融資

1. 概要

リ・スキリング等支援融資は、教育訓練中に生じる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリング等に取り組むことを目的とした融資制度です。

概要は以下の（１）～（７）のとおりです。

（１）貸付対象

受講する教育訓練に関する以下の２つが貸付の対象です。

▶ 生活費

月10万円を限度として、生活に必要な額として申請された額

▶ 教育訓練費用

以下のうち、資金使途確認書類（※）によって確認できる額

（教育訓練費用の貸付対象）

- ・ 入学金 ・ 授業料 ・ 教科書代 ・ 学用品代（パソコン、タブレット等）
- ・ 実習費 ・ 受験費用（受験料、旅費・宿泊費等）

（※）教育訓練費用の融資に必要な金額と用途が分かる資料です。

例えば、**入学案内、振込依頼書、パンフレット、学用品を販売している店の商品ホームページの切り抜き等**が該当します。

（注意事項）

教育訓練費用のうち、**融資の申込み時点で支払済のものは、原則として貸付対象となりません。**ただし、**受験費用だけは、領収書等を提出することで、使用用途と使用額を証明することができる場合に限り貸付対象**となります。また、**受講する訓練が求職者支援訓練、公共職業訓練等の場合、教育訓練費用は貸付対象になりません（求職者支援訓練、公共職業訓練等の訓練費用は教科書等の実費を除き無料）。**

（２）貸付上限額

以下の表のとおりです。なお、**各地域の労働金庫（ろうきん）の勤労者互助会・友の会加入の条件を満たさない、加入を希望しない場合の貸付上限額は下段となります。**実際の融資は、**貸付上限額の範囲で、利用者毎に融資限度額を設定して行われます。**

・ 年収200万円以上の方	教育訓練費用	年額最大120万円×最長2年間
	生活費	月額最大10万円×受講予定訓練月数 (最長24か月)
・ 年収200万円未満の方 ・ 年収証明がない方 ・ 離職者	教育訓練費用	年間最大120万円×最大1年間
	生活費	月額最大10万円×受講予定訓練月数 (最長12か月)

▶ 最長2年間（1年間）とは、教育訓練開始から2年間（1年間）となります。例えば、3年間の教育訓練で、1年目と3年目の授業料に対して融資を受けることはできません。受講予定訓練月数は、例えば4月1日～9月15日の教育訓練の場合は、6か月となります。

(3) 担保・保証人

担保・保証人は不要です。

ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が条件となります。

(4) 貸付利率

年2.0%（信用保証料0.5%を含みます）※

※元金と利息の返済が遅れた場合は、遅延している元金に対して、年14.5%の損害金（延滞利息）の支払義務が発生します。

(5) 貸付方法（詳細は、融資申込以降に労働金庫（ろうきん）にお尋ねください。）

▶ 生活費

3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座（※）に振り込みます。

▶ 教育訓練費用

- ・ 入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫（ろうきん）から教育訓練機関の口座に直接振り込みます。
- ・ 学用品等のその他の費用は本人の口座（※）へ振り込みます。

入金後は、速やかに使途に基づいて使用（学用品購入等）してください。使用証明として、原則入金後7日～10日以内に労働金庫（ろうきん）に領収書等を提出いただく必要があります。

（※）**労働金庫の口座に限ります。**

労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座開設が必要です。

(6) 返済方法（詳細は、融資申込以降に労働金庫（ろうきん）にお尋ねください。）

（原則）

基本的に訓練期間中に利息の返済が始まります。

月の末日を返済の「約定日」とし、初回融資があった日の次々回約定日から、総貸付額の残額にかかる利息分のみの返済が始まります。利息分のみの返済は、訓練終了月から1年後の約定日（※）まで続きます。

（※）訓練終了月から1年後の約定日までの期間を「元金据置期間」といいます。元金据置期間終了後は、10年以内（ただし最終弁済時年齢76歳まで）に、元利均等方式によって返済いただきます。

（例外）

教育訓練を途中で辞める、訓練途中で雇用保険被保険者として就職する等によって、融資の要件を満たさなくなった場合は、（原則）によらず融資が終わり、元利均等方式による返済が開始されます。該当する場合は、ハローワークに速やかにご連絡いただくとともに、労働金庫（ろうきん）への連絡をお願いします。

（注意事項）

- ▶ **申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければならず、詐欺罪などで処罰されることもあります。**
- ▶ **約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性があります。**

(7) 返済免除

条件（※1）を全て満たし、返済免除の申請を行った者について、ハローワークが条件を満たしたことを確認した日時点における債務残高（※2）の一部を以下の【返済免除額】のとおり返済免除します。

（※1）条件については、P.24をご覧ください。

【返済免除額】

訓練修了後の賃金が、 訓練開始前より5%以上上昇した時	債務残高の30% (免除上限額は100万円)
訓練修了後の賃金が、 訓練開始前より10%以上上昇した時	債務残高の50% (免除上限額は150万円)

（※2）返済免除の対象となる債務残高は、返済免除申請の審査に一定の時間を要することから、申請時と承認時の債務残高が異なる可能性があります。

【返済免除に関する注意事項】

リ・スキリング等支援融資の生活費に係る返済免除額は、一時所得として所得税の課税対象となることから、一定金額以上の生活費の返済免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。

2. 対象

リ・スキリング等支援融資の対象者、対象教育訓練は以下の（１）、（２）のとおりです。

（１）対象者

特定求職者のうち、以下①～⑧の全てを満たす方が、リ・スキリング等支援融資をご利用いただけます。

- ① 訓練開始時点で、過去に合計３年以上の就業経験（※１）があること
- ② リ・スキリング等支援融資の申請までにキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成していること
- ③ リ・スキリング等支援融資の融資を受けようとする費用に対して、給付または融資を受ける他の制度（※２）を利用していないこと
- ④ 貸付を希望する理由が、制度目的に照らして適当（※３）であること
- ⑤ 貸付金を返済する意思があると認められること
- ⑥ 労働金庫（ろうきん）の事業エリア内に居住していること
- ⑦ 貸付申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満、最終返済時に76歳未満であること
- ⑧ 暴力団員（※４）でないこと

（※１）

- ・原則として、証拠書類が提出できれば、何年前の就業経験でも計上できます。ただし、昼間学生であった期間の就業経験は計上できません。
- ・複数の就業によって就業期間が重複している場合、当該期間は1つの就業分だけを計上できます。

（※２）

主な例

- ・職業訓練受講給付金
- ・教育訓練支援給付金
- ・求職者支援資金融資
- ・技能者育成資金融資制度
- ・就職安定資金融資
- ・訓練・生活支援資金融資
- ・教育訓練実施機関、国や地方自治体の実施する奨学金

（※３）

適当と認められない理由の例

- ・競馬、パチンコ等のギャンブルを行うため
- ・国内旅行、海外旅行に行くため
- ・株や投資信託を行うため
- ・他の借金を返済するため
- ・事業資金の調達のため

（※４）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。（以下同じ）

(2) 対象教育訓練

以下の①、②をともに満たす教育訓練がリ・スキリング等支援融資の対象となります。

- ① 訓練期間が1か月以上4年以下の教育訓練
- ② 以下のいずれかにあてはまる教育訓練
 - a 学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下、「大学等」という）が提供するもの
 - b 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している教育訓練機関が提供するもの
 - c 求職者支援訓練、公共職業訓練等

【検索方法】

求職者支援訓練・公共職業訓練等

ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>) から検索できます。

大学等が提供するもの

以下の文部科学省のホームページから上記の大学等を調べることができます。

- ・大学・大学院・短期大学・高等専門学校・法人一覧
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01853.html)
- ・専修学校・各種学校一覧
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm)
- ・全国の国公私立高等専門学校の学科一覧
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kousen/tokushoku/001.htm)

教育訓練給付の指定訓練実施機関が行う教育訓練について

厚生労働省の教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム (<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>) から検索できます。

(注意事項)

- ▶ 具体的な講座名等の詳細は各訓練実施機関のホームページ等から確認してください。
- ▶ ② b について、融資を受けようとする日に講座指定が無効になっている場合、当該講座実施する教育訓練期間が提供する教育訓練は、原則としてリ・スキリング等支援融資の対象になりません。

Ⅳ 就職支援計画書の作成について

1. 就職支援計画書

「就職支援計画書」は、ハローワークが、支援期間を通じて積極的な就職支援を行うためのプラン表（記録表）で、とても大切な書類です。

ハローワークに求職申込を行うと、ハローワークから就職を支援するための「就職支援計画書」が交付されます。

ハローワークが就職支援計画書を交付することを「支援指示」といい、リ・スキリング等支援融資を受けるにはこの支援指示を受け、就職支援計画書に沿った求職活動が必要です。

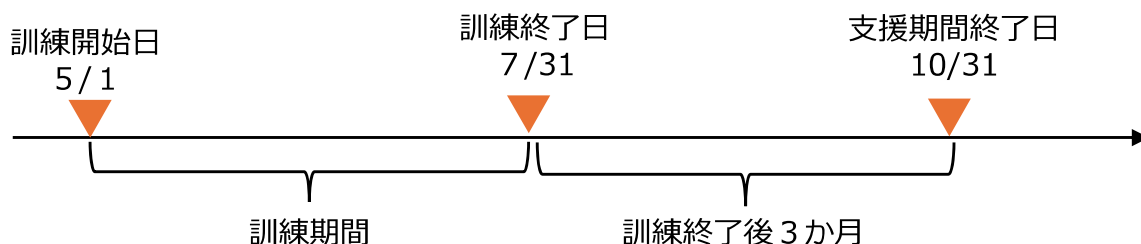
リ・スキリング等支援融資の就職支援計画書は以下の2種類があり、どちらになるかは受講する教育訓練の種類によって変わります。

職業訓練の種類	様式名
・ 求職者支援訓練 ・ 公共職業訓練等	就職支援計画書（様式C-7（様式第4号））
・ 大学等が行う教育訓練 ・ 教育訓練給付の指定訓練 実施機関が行う教育訓練	就職支援計画書（リ・スキリング等教育訓練支援融資関係）（様式C-7-1-1）

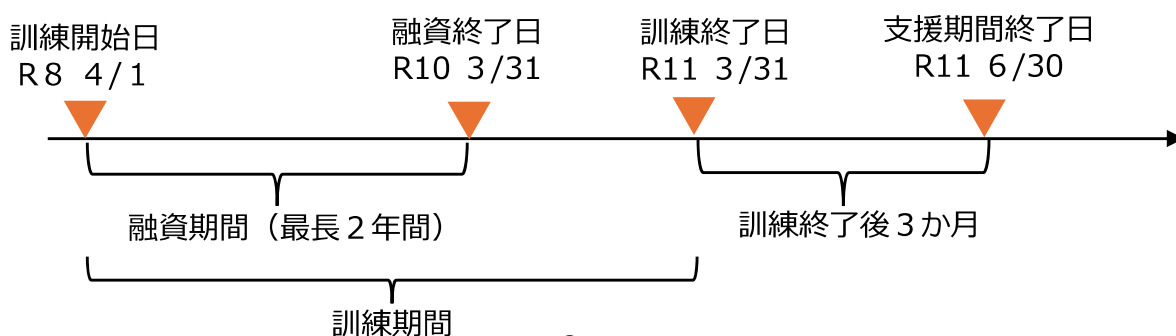
2. 支援期間

支援期間は、ハローワークが支援指示を行った日から訓練終了後3か月後までです。支援期間終了後、就職先が決まっていない場合は期間の延長が可能です。

- （例1）** ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練等を受講
・ 訓練期間が5月1日～7月31日の場合



- （例2）** ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練等以外の教育訓練を受講
・ 訓練期間が令和8年4月1日～令和11年3月31日の場合



3. 指定来所日

指定来所日とは・・・

→ **就職支援計画の支援期間中、ハローワークがあらかじめ来所するよう指定する日です。**

指定来所日にハローワークに来て必要な手続を行わなければいけません。
指定来所日は以下の2種類で、それぞれ下表のとおり頻度で設定されます。
指定来所日の日程は、ハローワークの指示に従ってください。

【指定来所日】

(1) 就職支援計画書に基づく職業指導等を受ける指定来所日

就職支援計画書に基づき、職業相談等を行います。

(2) リ・スキリング等支援融資に関する指定来所日

訓練の継続意思確認等と融資の申請を行います。

受講する職業訓練の種類	指定来所日の頻度	
	指定来所日 (1)	指定来所日 (2)
・ 求職者支援訓練 ・ 公共職業訓練等	職業訓練開始日から 1か月ごとに1回	3か月ごとに1回※
・ 大学等が行う教育訓練 ・ 教育訓練給付の指定訓練 実施機関が行う教育訓練	3か月ごとに1回※	3か月ごとに1回※

※ 初回の指定来所日のみ、訓練開始日から2か月後の月になります。

【注意事項】

- ▶ 指定来所日(1)と(2)が同じ月に行われる場合、2つの指定来所日を同じ日にし、両方の手続を併せて行うことができます。
- ▶ やむを得ない理由がなく指定来所日に来所しない場合、やむを得ない理由があっても事前の連絡を行わずに指定来所日に来所しない場合、ハローワークではリ・スキリング等支援融資の申請を受け付けられません。また、この場合には、リ・スキリング等支援融資は終了となります。
- ▶ 具体的な指定来所日は、受講する訓練の種類に応じて設定されます。
- ▶ リ・スキリング等支援融資については、労働金庫での審査にあたって、関係書類が労働金庫(ろうきん)に到着してから2週間程度必要です。
- ▶ **上表に基づく指定来所日では、振込が間に合わない教育訓練費用がある場合、新たに指定来所日(2)の設定が必要になるため、速やかにハローワークにご連絡ください。**

4. 就職支援計画に関するその他の注意事項

- ▶ 就職支援計画書は、求職活動の実績を記載の上、指定来所日には必ず持参してハローワークに提示してください。
- ▶ 「求職者支援訓練、公共職業訓練等」を受講する場合、求職者支援制度の教育訓練実施機関に通所する際は、就職支援計画書を必ず持参し、教育訓練実施機関の求めに応じて提示してください。また、就職支援計画書のコピーを受講初日のオリエンテーション等の機会に教育訓練実施機関に提出してください。
- ▶ 就職支援計画書に基づく求職活動については、適切かつ誠実に実施する必要があります。適切に実施しなかった場合（※）、就職支援を拒否したと判断される場合があります。就職支援拒否の場合、訓練の継続状況や今後の訓練継続の意思の確認等を行うことができず、訓練後の就業意思がないと判断し、以降の融資が困難になる場合があります。

（※）

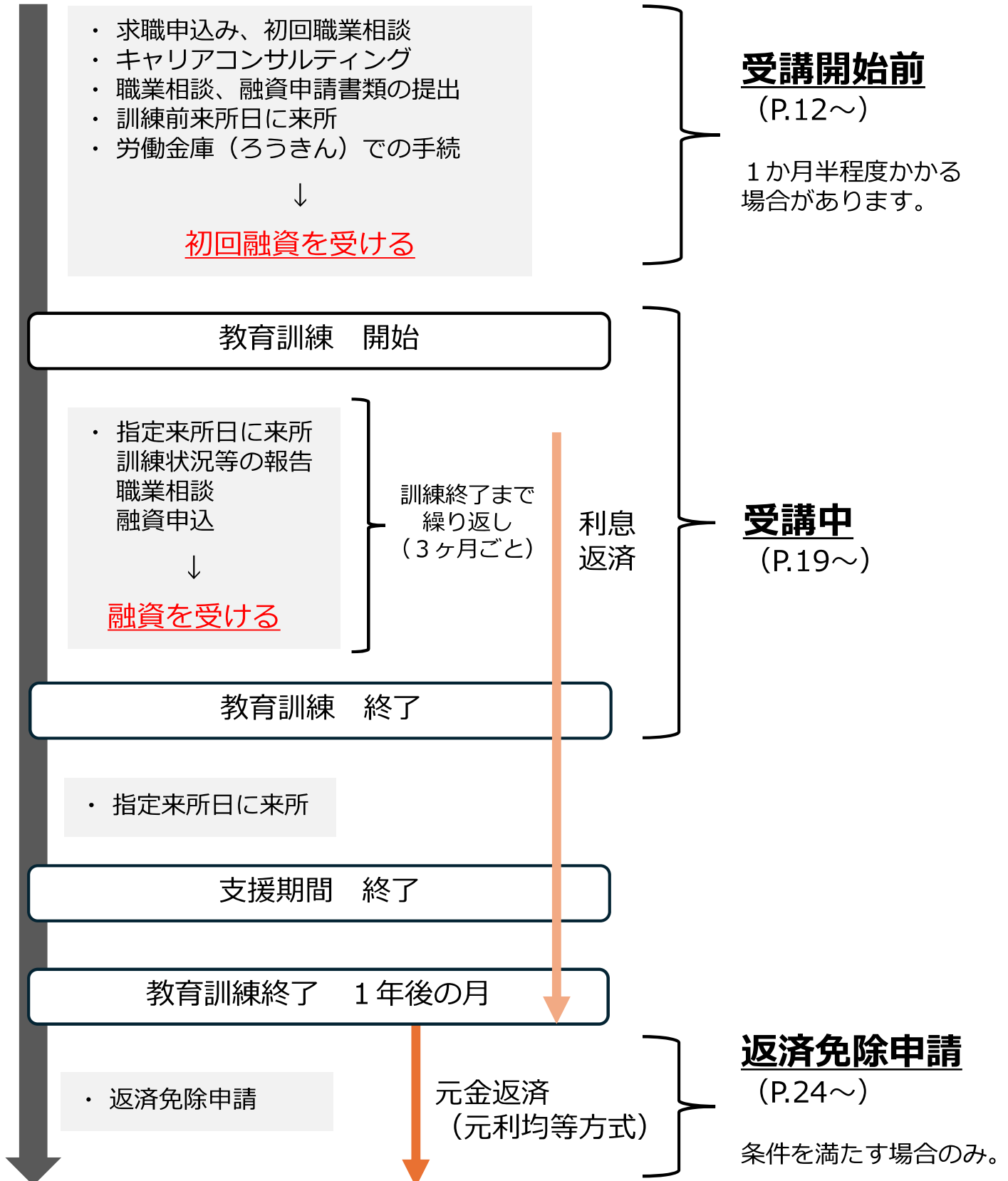
就職支援計画書（様式C-7（様式第4号））又は就職支援計画書（リ・スキリング等教育訓練支援融資関係）（様式C-7-1-1）の「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」等に記載された必須の求職活動をしなかった場合等

- ▶ 訓練期間中や訓練修了後に就職する（した）場合、ハローワークに対し、「就職状況報告書」を提出してください。訓練修了後3か月を経過する前に就職が決まった場合はその時点で「就職状況報告書」を提出してください。
なお、受講した訓練が「求職者支援訓練、公共職業訓練等」の場合、ハローワークだけでなく、教育訓練実施施設にも提出してください。
「就職状況報告書」の用紙はハローワークからお渡しします。

V リ・スキリング等教育訓練支援融資利用の流れ

1. 全体の流れ

制度の利用には訓練受講開始前、訓練受講中、訓練受講終了後、それぞれで必要な手続きがあります。基本的には、以下のとおり訓練開始前に初回融資を受け、訓練期間中は定期的に融資を受ける、という流れになります。



個別の事情によって上記の流れにならない場合もあります。

2. 訓練受講前の手続き

訓練受講前に行う手続きは（１）～（６）のとおりです。

（１）求職申込み、初回職業相談

▶ 求職申込み

ハローワークの受付に、リ・スキリング等支援融資を利用するために来所した旨を伝えてください。受付からの案内に従って「求職申込書」を作成し、提出してください。

▶ 初回職業相談

求職申込み後、ハローワークで初回職業相談を受けていただきます。相談を通じて、あなたが**特定求職者**であることを確認します。



▶ 以下を全て満たす方が「特定求職者」です。

- ・ハローワークに求職の申込みをしていること
- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ・労働の意思と能力があること
- ・職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

その後、キャリアコンサルティングを案内しますので予約を行ってください。**リ・スキリング等支援融資を受けるにあたって、キャリアコンサルティングとジョブ・カードの作成は必須となっています。**

受講する教育訓練はキャリアコンサルティングを受けた上で、ご自身の就職に役立つ適切なものを選定してください。既にご自身で受講を希望する教育訓練がある場合、キャリアコンサルティングの際にその旨をお話してください。

▶ キャリアコンサルティングとは

労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいいます。

キャリアコンサルティングは、例えば①**ハローワークのキャリア形成・リスクリング相談コーナー**で受けることができます。ハローワーク内で行うキャリアコンサルティングについては、「ハローワーク内キャリア形成・リスクリング相談コーナー 一覧 (<https://carigaku.mhlw.go.jp/hellowork/>)」から確認することができます。

また、厚生労働省の委託事業である②**キャリア形成・リスクリング推進事業** (<https://carigaku.mhlw.go.jp/>) では、夜間・休日・オンラインでキャリアコンサルティングを受けることができます。

上記の①、②のキャリアコンサルティングは無料で受けられます。
詳細は、それぞれのホームページでご確認ください。

(2) キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティングを受け、**ジョブ・カード**を作成し、**受講する教育訓練**を決定してください。

▶ ジョブ・カードとは

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」および「職業能力証明」ツールです。

これまでのキャリアを振り返り、経験から得たことや、活かせる能力・強みなどを整理することで、今後どのようなキャリアを歩みたいかを考えるためのツールです。ジョブ・カードを作成することにより、目標が明確になり、履歴書や職務経歴書もより充実したものとなります。

(3) 第2回職業相談

キャリアコンサルティングで作成したジョブ・カードを持参の上、受講する教育訓練をハローワークに伝えてください。

リ・スキリング等教支援融資の申請方法等についてハローワークからご説明します。その際、以下の申請書類（※）をお渡しします。

- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書（リ・融資様式2）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2の別添）

（※）これらは、厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。表紙の二次元バーコード、もしくは「リ・スキリング等教育訓練支援融資」と検索してください。

(4) 第3回職業相談

必要事項を記入した申請資料を添付資料とともにハローワークに提出してください。

**申請に必要な資料、注意事項は
次のページをご覧ください。**

融資の申請に必要なもの（訓練開始前の申請）

1. 提出・持参が必須なもの

No.	資料・書類の名称
<input type="checkbox"/> ①	リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）
<input type="checkbox"/> ②	リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書（リ・融資様式2）
<input type="checkbox"/> ③	リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2 別添）
<input type="checkbox"/> ④	本人確認書類（原則：顔写真が貼付され、氏名・住所・生年月日が確認できるもの） （例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等）
<input type="checkbox"/> ⑤	顔写真2枚（サイズ：縦4cm × 横3cm、裏面に氏名、生年月日を記載したもの）
<input type="checkbox"/> ⑥	訓練を受講することを証明する資料（例：合格通知書、入学許可証 等）
<input type="checkbox"/> ⑦	過去3年以上の就業経験を証明する資料 （例：給与明細書、源泉徴収票、雇用契約書、収入証明書、開業届 等）
<input type="checkbox"/> ⑧	ジョブ・カード
<input type="checkbox"/> ⑨	直近1年間の年収を証明する資料 （例：給与明細書、源泉徴収票、収入証明書 等）
<input type="checkbox"/> ⑩	印鑑（提出資料ではありませんが、資料の訂正等に使いますので持参してください）



2. 必要に応じて提出が必要なもの

No.	資料・書類の名称
<input type="checkbox"/> ⑩	訓練実施機関の名前、訓練期間が分かる資料（例：入学案内、パンフレット 等）
<input type="checkbox"/> ⑪	資金使途確認書類（教育訓練費用の融資希望額、用途が分かる資料） （例：入学案内、振込依頼書、パンフレット、学用品を販売している店の商品ホームページの切り抜き 等）

- ▶ ⑩は、求職者支援訓練、公共職業訓練等以外を受講する場合に提出が必要です。
- ▶ ⑪は、教育訓練費用の融資を希望する場合に提出が必要です。
- ▶ 求職者支援訓練、公共職業訓練等以外を受講し、教育訓練費用の融資を希望する場合、⑩、⑪の両方が必要です。

①～⑪以外の資料についても、提出をお願いする場合があります。
提出いただけない場合は、融資ができないと判断する場合がありますので、
ご協力ください。

 : 様式

申請にあたっての注意事項

教育訓練費用について

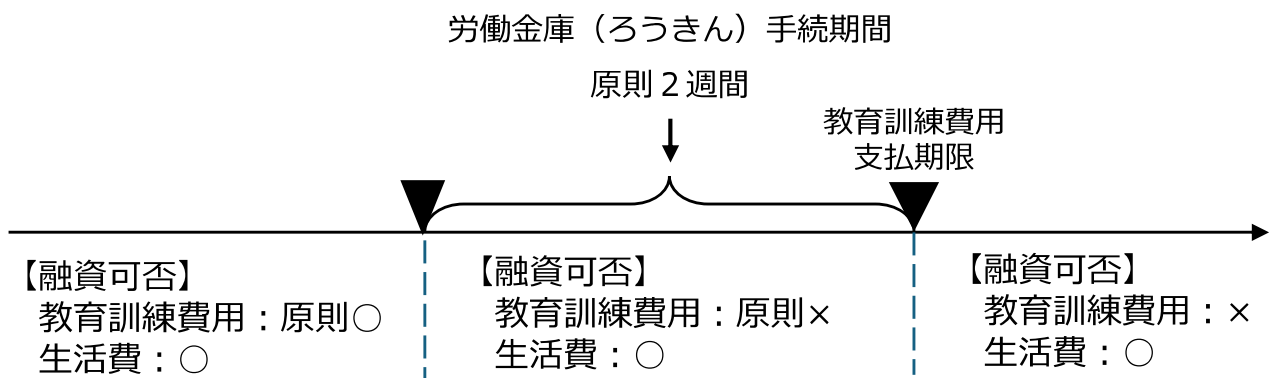
- ▶ Ⅲ 1 (1) のとおり、教育訓練費用は、①資金使途確認書類が提出できる費用しか融資対象になりません。また、融資の対象は③リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2 別添）に記載されているもののみとなります。この段階で③リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2 別添）に記載されていない教育訓練費用については、後から追加で融資の対象とすることはできません。
- ▶ 学用品に関する費用等について、過度に高価なものが申請されている場合、ハローワーク・労働金庫（ろうきん）での審査の結果、適正価格のものに再登録をお願いします場合があります。その結果、手続きに時間がかかる等の理由によって融資が受けられなくなる可能性があります。

融資対象となる教育訓練費用の主な要件

- ・ 融資申請の段階で、③リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2 別添）に記載されている。
- ・ 資金使途確認書類が併せて提出されている。
- ・ 過度に高価なものではない。

申請時期について

- ▶ 融資の申請は、ハローワークだけでなく、労働金庫（ろうきん）においても審査を行います。労働金庫（ろうきん）では審査から振込までに原則2週間が必要です。
- ▶ そのため、**授業料などの振込期限がある費用の融資を希望する場合、期限日の原則2週間以上前に労働金庫（ろうきん）窓口で手続きを行う必要があります。**労働金庫（ろうきん）窓口での審査に適切な期間を確保することができず振込の期限日までに審査が終わらなかった場合、当該金額に対する融資を行うことができない場合があります。
- ▶ なお、ハローワークの融資の審査にも一定の時間を必要となりますので、融資の申請は余裕を持って行っていただくようお願いします。



振込期限日の2週間以上前に労働金庫（ろうきん）に提出できない事情がある場合は、労働金庫（ろうきん）にご相談ください。

(5) 訓練前所日

ハローワークでの確認の結果、問題がなかった場合は、以下の書類等をお渡しし、次回指定来所日をお知らせします。書類をお渡しする際、ハローワークから融資を担当する労働金庫（ろうきん）の窓口をご案内します。融資の申込はハローワークから案内された窓口で行ってください。

▶ 融資関係書類（※）

以下の3つの書類を封入・封緘したもの

- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書（リ・融資様式2）の写し
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2 別添）の写し

(※)

この書類は労働金庫（ろうきん）の窓口に提出する必要があります。
労働金庫（ろうきん）窓口で開封するまでに開封、修正等された場合は無効になりますので、取扱には十分ご注意ください。
また、この書類の有効期限は、管轄安定所の発行日から2か月後までですが、前述のとおり労働金庫において、審査から融資実行までに2週間程度の期間が必要となるため、書類の有効期限内であっても、教育訓練費用の振込期限との関係で融資を受けられない場合があります。

▶ 就職支援計画書

▶ 次回融資申請に必要な以下の様式（※）

- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認申請書（リ・融資様式6）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資額内訳（リ・融資様式6の別添）

(※) 厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。表紙の二次元バーコード、もしくは「リ・スキリング等教育訓練支援融資」と検索してください。

(6) 労働金庫（ろうきん）での手続き

ハローワークが指定した労働金庫（ろうきん）の窓口に行き、融資を申し込んでください。労働金庫（ろうきん）の窓口に行く際は、**来店日前日までに事前予約を行ってください（Web予約ができる窓口もあります）。**

なお、労働金庫（ろうきん）の審査の結果、融資を受けられない、もしくは融資される額が減る可能性があります。

ハローワークでも案内しますが、持参する資料は以下のとおりです。

封入・封緘（開封厳禁）

(5) の融資関係書類

- ▶ リ・融資様式 1
- ▶ リ・融資様式 2 の写し
- ▶ リ・融資様式 2 の別添の写し

+

- ▶ 本人確認書類
- ▶ 収入確認書類（※ 1）
- ▶ 印鑑（※ 2）
- ▶ 資金使途確認書類（※ 3）
- ▶ 振込依頼書（※ 3）

（※ 1）以下の①～③のいずれかをご用意ください。

- ① 前年の源泉徴収票（転職等がない場合）
- ② 給与明細書等（1年分）（転職等がある場合、現勤務先の収入確認が必要）
- ③ 不要（無職の場合）

（※ 2）労働金庫（ろうきん）に登録するもののため、シャチハタは不可です。

（※ 3）教育訓練費用の融資を希望しない場合は、不要です。

労働金庫での審査後、初回の融資が行われます。

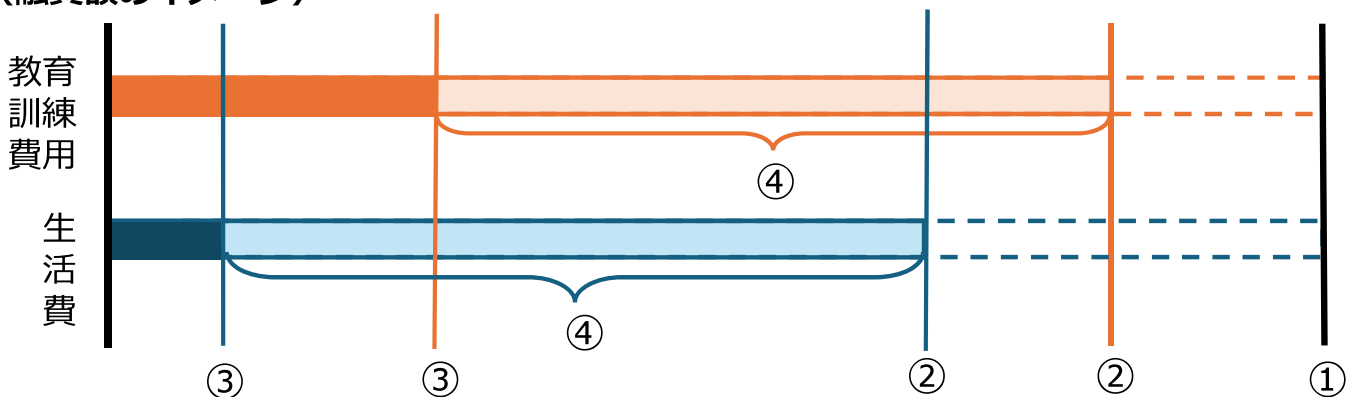
なお、**書類不備等によって、ハローワーク、労働金庫（ろうきん）での再手続きが必要になる場合があります。この場合、教育訓練費用の振込期限との関係で、融資を受けられない場合があります。**

3. 融資額について

(詳細は、融資申込以降に労働金庫(ろうきん)にお尋ねください。)

- ▶ リ・スキリング等支援融資は、「貸付上限額」の範囲内で、V2(4)で提出された書類の内容に基づいて、利用者ごとの融資上限額を10万円単位で決定します。
- ▶ 労働金庫(ろうきん)と融資契約を締結し、融資上限額の範囲内で、初回の融資額を決定します。
- ▶ 融資については、その時点で必要な額を1円単位で融資します。
生活費は、訓練期間に対応した3か月分の生活費(上限10万円×3か月分)です。
なお、訓練期間が1か月半の場合は、訓練月の末日までの分として2か月分の生活費(上限10万円×2か月分)が融資されます。

(融資額のイメージ)



① **貸付上限額：制度上の上限額**

教育訓練費用：上限120万円×最大2年間

生活費：上限10万円×24か月

② **融資限度額：初回融資の前に、利用者毎に決定される上限額(10万円単位)**

教育訓練費用：資金用途確認書類で確認可能な額の合計

生活費：生活に必要な額として申告された額の合計

③ **融資額：実際に融資される額(1円単位)**

融資上限額を設定する際に計上した経費のみが融資対象です。

融資額は、融資上限額の範囲内で、申請の都度、資金用途確認書類によって確認できるものしか融資の対象となりません。

	融資のタイミング	融資方法	融資額
教育訓練費用	生活費と同時 その他融資が必要な時	▶ 原則(授業料等) 教育訓練機関の口座に振込 ▶ その他(学用品等) 本人の口座に振込(※)	その都度必要な金額
生活費	融資に係る指定来所日	本人の口座に振込	3か月分 (上限10万円×3)

(※) 入金後は、速やかに用途に基づいて使用(学用品購入等)してください。使用証明として、原則入金後7日~10日以内に労働金庫(ろうきん)に領収書等を提出いただく必要があります。

④ **融資残額**

4. 訓練受講中の手続き

訓練受講中は、指定来所日にハローワークにお越しいただき、以下の（１）、（２）を行ってください。
また、（３）、（５）の注意事項をよくお読みください。

（１）就職支援計画に基づく活動の報告（※）

Ⅳ３に記載の「（１）就職支援計画書に基づく職業指導等を受ける指定来所日」には、ハローワークからお渡しした就職支援計画書の所定欄に、就職活動実績等を記載し、ハローワークに提出してください。

（２）融資の申請と訓練受講状況等の報告（※）

Ⅳ３に記載の「（２）リ・スキリング等支援融資に関する指定来所日」には、必要事項を記入した融資の申請に必要な書類を提出してください。
併せて、以下についてお伝えください。

- ▶ 訓練を中途退校せずに受講を継続していること
- ▶ 引き続き訓練を受講し、修了する意思があること
- ▶ リ・スキリング等支援融資による融資を引き続き希望すること

申請に必要な資料、注意事項は
次のページをご覧ください。

（※）Ⅳ３に記載の２つの指定来所日を同日に行う場合、上記（１）（２）も併せて行いますので、必要な資料についてご注意ください。

（３）指定来所日に関する注意事項

- ▶ **指定来所日に、やむを得ない理由により来所できない場合、遅滞なくハローワークにご連絡ください。**当該連絡がなく指定来所日に来所がない場合、原則として訓練の継続意思がないと判断され、融資が終了し、元金返済が開始されます。
- ▶ **教育訓練費用について、ハローワークから指定される定期的な指定来所日では間に合わない場合（※）は、別途指定来所日を設定し、（２）の手続きを行う必要がありますので、速やかにハローワークにご連絡ください。**
その際は、振込期限等の具体的な状況についても併せてご連絡いただきますようご協力をお願いします。
- ▶ **この場合であっても、労働金庫（ろうきん）における融資額の審査と振込の手続きに原則２週間の期間が必要になり、その結果融資が行えない場合もあります。**

融資の申請に必要なもの（訓練受講中の申請）

1. 提出・持参が必須なもの

	No.	資料・書類の名称
<input type="checkbox"/>	①	リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）
<input type="checkbox"/>	②	リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認申請書（リ・融資様式6）
<input type="checkbox"/>	③	リ・スキリング等教育訓練支援融資額内訳（リ・融資様式6 別添）
<input type="checkbox"/>	④	本人確認書類（原則：顔写真が貼付され、氏名・住所・生年月日が確認できるもの） （例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等）
<input type="checkbox"/>	⑤	印鑑（労働金庫（ろうきん）に登録したものを持参してください）

▶ ④は、労働金庫（ろうきん）への提出のため、写しも1部ご提出ください。



2. 必要に応じて提出が必要なもの

	No.	資料・書類の名称
<input type="checkbox"/>	⑥	融資金請求書のハローワーク控え
<input type="checkbox"/>	⑦	リ・スキリング等教育訓練支援融資 利用申込書兼契約書兼保証依頼書の写し
<input type="checkbox"/>	⑧	教育訓練機関指定の振込用紙
<input type="checkbox"/>	⑨	資金用途確認書類（教育訓練費用の融資希望額、用途が分かる資料） （例：入学案内、振込依頼書、パンフレット、学用品を販売している店の商品ホームページの切り抜き 等）

- ▶ ⑥と⑦は、初回の指定来所日の場合に提出が必要です。
- ▶ ⑧は、教育訓練機関の指定様式がある場合に提出が必要です。
- ▶ ⑨は、教育訓練費用の融資を希望する場合に提出が必要です。

①～⑨以外の資料についても、提出をお願いする場合があります。提出いただけない場合は、融資ができないと判断する場合がありますので、ご協力ください。

: 様式

申請にあたっての注意事項

教育訓練費用について

- ▶ 教育訓練費用は、⑨資金使途確認書類が提出できる費用しか融資対象になりません。また、融資の対象はリ・スキリング等教育訓練支援融資内訳（リ・融資様式2別添）に記載されているもののみです。この段階で融資対象の追加はできません。
- ▶ 学用品に関する費用等について、過度に高価なものが申請されている場合、ハローワーク・労働金庫（ろうきん）での審査の結果、適正価格のものに再登録をお願いします。その結果、手続きに時間がかかる等の理由によって融資が受けられなくなる可能性があります。

融資額について

- ▶ 融資額は、訓練開始前に決定した融資上限額の範囲内で決定されます。

申請手続について

- ▶ 訓練開始前の融資の申請の際は、労働金庫（ろうきん）の窓口に行ってくださいましたが、訓練受講中の融資の申請については、ハローワークから労働金庫（ろうきん）に書類を郵送することで手続きを進めることとなります。

(4) ハローワークでの確認後の手続き

ハローワークでの確認の結果、問題がなかった場合は、以下の書類等をお渡しし、次回指定来所日をお知らせします。

▶ **融資関係書類**

▶ **就職支援計画書（次回の指定来所日を記載したもの）**

▶ **次回融資申請に必要な以下の様式（※）**

- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認申請書（リ・融資様式6）
- ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資額内訳（リ・融資様式6の別添）

（※）厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。
表紙の二次元バーコード、もしくは「リ・スキリング等教育訓練支援融資」と検索してください。

また、融資金請求書等の記載をお願いします。
記載をお願いする書類は主に以下のとおりです。

▶ **融資金請求書**

▶ **教育訓練機関に振り込みを行う教育訓練費用の融資がある場合**

→ 「⑧教育訓練機関指定の振込用紙」がある場合：**払戻請求書**

→ 「⑧教育訓練機関指定の振込用紙」がない場合：**振込依頼書**

教育訓練機関に振り込みを行う際、振込手数料がかかる場合があります。手続の際は、労働金庫（ろうきん）のホームページ等で予め確認いただくようお願いします。

融資は、（4）終了日の翌月末を目安に行われます。

なお、**書類不備等によって、ハローワーク、労働金庫（ろうきん）での再手続が必要になる場合があります。この場合、教育訓練費用の振込期限との関係で、融資を受けられない場合があります。**

(5) その他の注意事項

訓練受講中、以下に該当する場合は、速やかにハローワークにご連絡ください。

▶ **訓練を中途退校した（する予定）**

▶ **融資を辞退する**

▶ **急遽教育訓練費用の融資が必要になった**

▶ **雇用保険被保険者として就職した（する予定）**

5. 訓練終了後の手続き

(1) 就職支援計画書に基づく就職活動について

リ・スキリング等支援融資の融資期間は、訓練開始日から訓練終了日までですが、支援期間は、訓練開始日から訓練終了後3か月です。支援期間が終わるまで、引き続き指定来所日にハローワークに対する就職活動の報告と支援指示を受ける必要があります。また、就職状況報告書の提出が必要になりますので、ハローワークとよくご相談ください。

(2) リ・スキリング等教育訓練支援融資に関して

返済免除の対象となる教育訓練（P.24参照）を修了した場合であって、希望された場合は、返済免除の申請に必要な以下の様式をお渡しします。

▶ 返済免除の申請に必要な様式（※）

- ・リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除審査申請書（リ・融資様式7）
- ・リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（訓練開始前）
（リ・融資様式7 別添1-1または別添1-2）
- ・リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（就職後）
（リ・融資様式7 別添2-1または別添2-2）
- ・リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書（リ・融資様式9）

（※）厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。表紙の二次元バーコード、もしくは「リ・スキリング等教育訓練支援融資」と検索してください。

訓練終了後は、労働金庫（ろうきん）との融資契約に基づいて返済してください。リ・スキリング等支援融資の返済の概要については、Ⅲ1（6）をご覧ください。

6. 返済免除申請の手続き

(1) 返済免除の要件

- ① 以下の返済免除対象の教育訓練を修了していること（※1）
 - ▶ 教育訓練給付金の指定講座
 - ▶ 求職者支援訓練又は公共職業訓練
- ② 受講した教育訓練終了日の翌日から1年以内に、雇用保険被保険者として就職し、就職日から1年以上その雇用が継続していること
- ③ 返済免除申請時点で、リ・スキリング等教育訓練支援融資の返済を滞納していないこと
また、返済免除申請日以降においても返済を滞っていないこと（※2）
- ④ ハローワークの就職支援を拒否したことがないこと
- ⑤ 訓練修了後の主たる賃金が、訓練開始前の主たる賃金と比較して、5%以上上昇していること（※3）
- ⑥ 融資開始時の年収が500万円未満であること（※4）
- ⑦ 訓練開始前の就業状況が離職者の場合、当該離職日から教育訓練開始日までの期間が2年以内であること

（※1）

融資対象教育訓練より対象訓練が限定されていますのでご注意ください。

（※2）

返済の滞納については、ハローワークでは本人申告により判断しますが、最終的には労働金庫（ろうきん）での金融機関としての確認によって決定します。労働金庫（ろうきん）の審査によって、ハローワークが確認した事実と異なる事実を確認し、返済免除が受けられない場合もありますのでご承知おきください。

（※3）

「賃金」は、雇用保険法第4条第4項に定める「賃金」であって、**臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除くもの**になります。

「主たる賃金」とは、2つ以上の雇用関係にある方については、**生計維持に必要な主たる賃金を受けている1つの雇用関係による賃金のこと**をいいます。主たる賃金を受けている雇用関係の判断が困難な場合は、ハローワークにご相談ください。

（※4）

当該年収は、訓練開始前の融資の申請において提出された直近1年間の年収によって判断します。

(2) 手続き

訓練終了日の翌日から3年以内かつ返済終了月の約定日から2か月前までに、返済免除の申請に必要な資料を提出してください。

申請に必要な資料、注意事項は
次のページをご覧ください。

(3) ハローワークでの確認後の手続き

ハローワークにおいて、債務残高の返済免除の要件（V6（1））を満たしている
と確認した場合、当該確認した日時における債務残高（※）の一部を以下の
【返済免除額】のとおり返済免除します。

【返済免除額】

訓練終了後の賃金が、 訓練開始前より5%以上上昇した時	債務残高の30% (免除上限額は100万円)
訓練終了後の賃金が、 訓練開始前より10%以上上昇した時	債務残高の50% (免除上限額は150万円)

(※) 返済免除の対象となる債務残高は、返済免除申請の審査に
一定の時間を要することから、申請時と承認時の債務残高
が異なる場合があります。

【返済免除に関する注意事項】

リ・スキリング等支援融資の生活費に係る返済免除額は、一時所得として所得税の課税対象となることから、一定金額以上の生活費の返済免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。

ハローワークでの確認後の翌々月25日を目安に、債務残高の一部返済免除が行われます。

信用保証機関である（一社）日本労働者信用基金協会より、通知が送付されます。

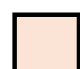
返済免除の申請に必要なもの

1. 提出・持参が必須なもの

	No.	資料・書類の名称
<input type="checkbox"/>	①	リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除審査申請書（リ・融資様式7）
<input type="checkbox"/>	②	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票（訓練開始前） （リ・融資様式7 別添1-1または別添1-2または別添1-3）
<input type="checkbox"/>	③	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票（就職後） （リ・融資様式7 別添2-1または別添2-2または別添2-3）
<input type="checkbox"/>	④	リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書（リ・融資様式9）
<input type="checkbox"/>	⑤	本人確認書類（原則：顔写真が貼付され、氏名・住所・生年月日が確認できるもの） （例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等）
<input type="checkbox"/>	⑥	教育訓練開始前、教育訓練修了後の賃金分かる資料 （例：給与明細、納税証明書（その2）、納税通知書、課税証明書・所得証明書、源泉徴収票、賃金台帳、雇用契約書、労働条件通知書 等）
<input type="checkbox"/>	⑦	教育訓練を修了したことを証明する資料（例：卒業証書、受講証明書 等）
<input type="checkbox"/>	⑧	雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されたことを証明する資料 （例：雇用契約書、労働条件通知書 等）
<input type="checkbox"/>	⑨	印鑑（提出資料ではありませんが、資料の訂正等に使用しますので持参してください）

▶ ⑤は、労働金庫（ろうきん）への提出のため、写しも1部ご提出ください。

①～⑨以外の資料についても、提出をお願いする場合があります。
提出いただけない場合は、返済免除を受けられないと判断する場合がありますので、ご協力ください。

 : 様式

申請にあたっての注意事項

教育訓練開始前、教育訓練修了後の賃金について

- ▶ 返済免除の審査で確認する賃金は、訓練開始前の就業状況に応じて、原則以下の表のとおりとなります。

訓練開始前の就業状況	訓練開始前の賃金	訓練修了後の賃金
個人事業主	訓練開始日の前年1年間（1月～12月）の所得	当該雇用後2年以内で申請者が選択した連続する1年間の賃金
離職者	直近の離職日以前の連続する6か月間の主たる賃金	当該雇用後2年以内で申請者が選択した連続する6か月間の賃金
在職者	訓練開始日以前の連続する6か月間の主たる賃金	当該雇用後2年以内で申請者が選択した連続する6か月間の賃金

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票について

- ▶ 26ページ②、③の賃金確認票は、訓練開始前の就業状況に応じて、以下の表のとおり提出してください。

訓練開始前の就業状況	②賃金確認票（訓練開始前）	③賃金確認票（就職後）
個人事業主	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票（訓練開始前） （リ・融資様式7の別添1-2）	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票（就職後） （リ・融資様式7の別添2-2）
離職者	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票（訓練開始前） （リ・融資様式7の別添1-1または別添1-3）	リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る賃金確認票（就職後） （リ・融資様式7の別添2-1または別添2-3）
在職者		

- ▶ 26ページ②、③の賃金確認票は、過去就職していた事業主及び雇用保険被保険者としての雇用された事業主に賃金額等を記載してもらうことが必要です。なお、訓練開始前の就業状況が離職者または在職者の場合で、訓練開始前に就労していた事業主が廃業している場合等により事業主からの記載が困難な場合は、リ・融資様式7の別添1-3、リ・融資様式7の別添2-3を使用してください。
- ▶ 26ページ②、③の賃金確認票の証明書類として、26ページ⑥教育訓練開始前、教育訓練修了後の賃金分かる資料（写しで可）を提出してもらう必要があります。
- ▶ 記載する賃金額は、賞与などの臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われた賃金を除外してください。

VI 様式記載例

ハローワークで記載します。
管理番号

裏面に氏名、生年月日を記載した顔写真を貼り付けてください。

リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書

ハローワークで記載します。
労働金庫 支店 御中

(本人記入欄)

A	本人氏名	(フリガナ) コウロウ タロウ 厚労 太郎
B	生年月日	昭和・平成・令和 2 年 7 月 1 日生 (○ 歳)
C	住 所	〒 ○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○-○-○
	電話番号	○○○ (○○○○) ○○○○
D	受講する訓練の種類	① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練 ② 教育訓練給付の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練 ③ 求職支援訓練又は公共職業訓練等
E	教育訓練実施機関の名称	株式会社○○
F	教育訓練講座の名称	△△Webデザイナーコース
	訓練コース番号/教育訓練給付の指定講座番号	1-11-11-111-11-1111 / 1111111-1111111-1 等
G	訓練期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日
H	希望融資限度額	(教育訓練費用) 190 万円 (生活費) 240 万円

受講する教育訓練に厚生労働省が付した番号がない場合は、記入不要です。

※ 上記欄に記入する際は、「リ・融資様式2」の「1 融資限度額欄について」の「合計」の額を記載してください。
リ・スキリング等教育訓練支援融資と併せて「リ・融資様式2」の「1 融資限度額欄について」の「合計」の額を記載してください。
本労働者信用基金協会、厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

本人署名 **厚労 太郎**

(以下、公共職業安定所記入欄)

上記の者に対して、リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書(リ・融資様式1)を交付します。あわせて、上記の者の融資希望額について確認の上、融資限度額は下表のとおりとします。

	合計	1年目	2年目
教育訓練費用	万円	万円	万円
生活費	万円	万円	万円

ハローワークで記載します。

令和 年 月 日

(公共職業安定所名) _____

(担当・電話番号) _____

(確認書有効期限) 令和 年 月 日 (発行日の翌日から起算して2か月後の日まで)

印

管理番号 **ハローワークで記載します。**

リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書

求職者

〇×〇×

公共職業安定所長 殿

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸付を受けるための「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書(リ・融資様式1)」の発行を受けたいので、必要な確認書類を添えて申請いたします。

なお、申請に当たっては、下記1及び2の全項目の内容及び記載事項はすべて事実を記載したことを確認及び誓約します。

また、別添「注意事項」の全てについて確認及び了承しています。

全てのチェックボックスに を記入してください。

記

リ・融資様式2別添の2と4の【融資限度額】中、各年の小計と合計額を記入してください。

1 融資限度額について

- 下記の金額を融資限度額として、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望します。詳細は、(リ・融資様式2別添)「リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳」の【教育訓練費用融資限度額】2欄及び【生活費融資限度額】4欄とおりです。

	合計	1年目	2年目
教育訓練費用	190 万円	117.7 万円	64.4 万円
生活費	240 万円	120 万円	120 万円

- 項目及び金額が確認できる資料、学費納入の請求書等をすべて添付しています。なお、添付された資料から項目及び金額が確認できない場合又は公共職業安定所から指示した資料が出せない場合は融資できなくなる場合があります。

2 以下に記載された記載のすべての事項を確認・了承の上、下記のチェックボックスにチェックし、最後に記入日及び氏名を記載してください。

- 1. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る以下の対象講座※を受講することを予定しています。(受講予定の講座に「〇」をしてください。)

- ① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練
- ② 教育訓練給付の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練
- ③ 求職者支援訓練又は公共職業訓練等

受講する教育訓練に厚生労働省が付した番号がない場合は、記入不要です。

- ・ 訓練実施機関名 株式会社〇〇
- ・ 受講予定の講座名 △△Webデザインコース
- ・ 訓練コース番号/教育訓練給付の指定講座番号 1-11-11-111-11-1111 / 1111111-1111111-1 等
- ・ 受講予定訓練期間 2年 0月 (令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日)
※ 1か月以上、4年以内であること。ただし、本融資の貸付期間は教育訓練開始から最長2年間です。ハローワークでの初回相談以降に受講を申し込んだものであること。
- ・ 受講予定の講座概要

〔 〇〇に関する専門的な技術が習得できるもの 〕

2. 私は、次の理由により、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望します。

〇〇に関する専門的な技術を習得することで、より安定した職業に就きたい
と考え、融資を希望します。

3. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資が貸付であり、下記の貸付要件に基づき貸し付けられた資金は利息とともに期日までに返済する義務があることを了解しています。また、現在の年収は以下のとおりです。

貸付要件	融資限度額の単位
(貸付上限額) ① 年収 200 万円以上の者 (※1) 教育訓練費用 (※2) : 年額 120 万円×2年間 (※3) 生活費用 : 月額 10 万円×受講予定訓練月数(※4) (上限 24 月) (※3)	・10 万円単位
②年収 200 万円未満 (収入証明がない場合を含む) 又は離職者 (※1) 教育訓練費用 : 年額 120 万円×1年間 (※3) 生活費用 : 月額 10 万円×受講予定訓練月数 (上限 12 月) (※3)	

- ※1 各地域の労働金庫の勤労者互助会・友の会加入について条件を満たさない、あるいは希望しない者は、年収額によらず、貸付上限額は上表(貸付上限額)②が適用される。なお、加入条件は各地域の労働金庫の定款等の規定に基づく。
- ※2 教育訓練費用の貸付対象は、入学金、授業料の他、教科書代、学用品(パソコン、タブレット等)代、実習費、受験費用(受験料、旅費・宿泊費等)が対象となる。ただし、融資申込み時点で支払済の費用は、領収書等の提出が受けられる受験費用以外貸付対象とならない。また、求職者支援訓練又は公共職業訓練等を受講する場合、教育訓練費用は貸付の対象とはならない。
- ※3 同一の訓練に係る受講予定訓練月数(※4)が、24月(年収200万円以上の者の場合)又は12月(年収200万円未満又は離職者の場合)を超える場合であって、貸付対象者がそれを超える分についても貸付を希望する場合であっても、24月又は12月を超える分の教育訓練費用又は生活費用は貸付対象とならない。
- ※4 「受講予定訓練月数」とは、貸付対象者が受講を予定している教育訓練等の訓練開始日が属する月から訓練終了日が属する月までの月数とする。
(例) 4月15日～翌年3月15日の訓練の場合 受講予定訓練月数 12月

○ 担保・保証人

担保・保証人不要。

ただし、信用保証機関(一般社団法人 日本労働者信用基金協会)を利用することを条件とする(信用保証料は利息にあわせて支払う)。

○ 貸付利率

年2.0%(信用保証料0.5%含む。)

なお、元金と利息の返済が遅れた場合は、遅延している元金に対して年14.5%の損害金(いわゆる延滞利息)を支払う義務が発生する。

現在の年収は以下のとおりです。(該当するものに「○」をしてください。)

融資の際の年収要件	該当	具体的年収額※ (※)
年収 200 万円以上である。	○	2,803,000 円
年収 200 万円未満である。		
年収を証明できません。		

※1 直近の年収額を記載してください。

2 年収 500 万円以上の場合、将来、対象講座を受講し、その他の要件を満たしたとしても債務残高の返済免除の対象とはなりません。

4. 私は、雇用保険被保険者又は雇用保険受給資格者ではありません。

現在の就業状況は以下のとおりです。該当する就業状況に「○」をしてください。

就業形態	該当
雇用保険被保険者以外の者として就業している(週所定労働時間 20 時間未満で就業している等)	○
自営業等(個人事業主・フリーランス等名称は問わない)として就業している	
それ以外で就業している ()	
離職している(直近の離職日: 年 月 日、離職期間: 年 月)	

5. 私は、昼間学生(学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の学生又は生徒であって大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の者)です。

現在も就労中の場合は雇入日のみ記載してください。

3年以上の就業経験がある場合は、別紙に記載して提出してください。

就業形態	就業期間
雇用保険被保険者として就労した	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日
雇用保険被保険者以外の者として就労した	令和 5 年 1 月 1 日～ 年 月 日
自営業等(個人事業主・フリーランス等名称は問わない)	平成 20 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
それ以外で就業した ()	年 月 日～ 年 月 日
延べ就業期間(就業期間が 3 年以上であること)	○ 年 ○ 月

※ 複数の事業所等で就業経験がある場合は、別紙に記載して提出してください。

3年を超える分の記載は任意です。

- 6. 私は、リ・スキリング等支援融資によって融資を受けようとする費用に対して、給付または融資を受ける制度（職業訓練受講給付金、教育訓練支援給付金、求職者支援資金融資、技能者育成資金融資、就職安定資金融資、訓練・生活支援資金融資、教育訓練実施機関や国・自治体等が実施する奨学金等）を利用していません。
なお、受講予定の教育訓練が1の②である場合であって、このうち教育訓練給付金の厚生労働大臣による指定講座を受講予定の場合、訓練終了後、教育訓練給付の受給を予定している場合については、本融資の教育訓練費用の利用はできないことを承知しています。また、専門実践教育訓練給付金の受給申込みをした者であって、教育訓練支援給付金の受給申込みをしている場合については生活費も利用できないことを承知しています。
- 7. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 8. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資の返済免除の対象となる講座（求職者支援訓練、公共職業訓練、教育訓練給付の指定講座）及び免除対象要件について理解しています。
- 9. 貸付金に係る関係書類の偽造や虚偽の記載等により不正受給処分を受けた場合又は確認申請書類の虚偽記載等により貸付の不正利用が発覚した場合には、あらかじめ定めた返済方法にかかわらず、直ちに債務残高の全額を一括返済すること、また、詐欺罪等として処罰されることがあることを了解しています。
- 10. 求職者支援訓練及び公共職業訓練等を受講する場合、教育訓練費用の貸付の対象とならないことを了解しています。
- 11. 融資申込み時点で支払済の費用は、領収書等を提出できる受験費用以外貸付対象とならないことを了解しています。
- 12. 訓練開始前に来所せず、就職支援計画書の交付を受けなかった場合、リ・スキリング等教育訓練支援融資を受けられないことについて了解しています。

上記1から12の全ての項目に該当する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(住所) 東京都千代田区霞が関○-○-○

(氏名) 厚労 太郎

(昭和~~平成~~・令和 2 年 7 月 1 日生)

※ 裏面の注意事項も確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックし、記入日及び氏名を記載してください。

注 意 事 項

- I. 教育訓練等の受講を前提とした貸付制度であること
- ・ 1. リ・スキリング等教育訓練支援融資は、対象の教育訓練等を受講することを対象とした融資であることから、借入れの手続きを行うためには、教育訓練等を受講する必要があります。
 - ・ 2. リ・スキリング等教育訓練支援融資の内、生活費分の融資は、3か月毎の定期融資です。
- II. 借り入れの手続き
- ・ 1. リ・スキリング等教育訓練支援融資の借り入れ手続きは、ご自身でハローワークが指定する労働金庫に赴いて行っていただきます。
 - ・ 2. 貸付の決定は労働金庫が行います。このため、ハローワークから「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書(リ・融資様式1)」を発行された場合でも、労働金庫において金融機関としての審査があり、多重債務者や自己破産者等の返済困難者等である場合のほか、総合的な判断結果として貸付を受けられない場合があります。
 - ・ 3. 「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書(リ・融資様式1)」及び「リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書(リ・融資様式2)(写し)」・「(リ・融資様式2別添)リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳(写し)」は、ハローワークによって確認後、封入・封緘された形で労働金庫に持参してください。これが、労働金庫での開封前に開封された場合、または改変された場合、その書類は無効となります。
労働金庫には、その他、労働金庫における融資の審査に必要な書類を持参する必要があります。
 - ・ 4. 借り入れにあたっては、労働金庫に貸付金の振込用の本人口座を開設する必要があり、所定書類の提出等の手続きや印紙代(借入金額10万円以下の場合200円、50万円以下の場合400円、100万円以下の場合1,000円、100万円超500万円以下の場合2,000円)、振込手数料等の負担が必要となります。
- III. 返済
- ・ 1. 返済は、毎月末日を返済日とし、初回融資があった日の次々回返済日以降、訓練終了月の1年後までを元金据置期間として利息のみを返済し、元金据置期間終了後10年以内(最終弁済時年齢76歳未満)に元利均等払いにより返済することになります。
 - ・ 2. 訓練を途中で退校した場合(就職や自己都合等、理由は問いません)には、当初契約の据置期間は認められません。速やかに労働金庫及びハローワークに届け出のうえ、労働金庫にて契約変更手続きをとってください。
- IV. 返済免除の手続き
- ・ 1. 返済免除は、確認申請時に提出する最新の収入確認書等によって確認できる年収が500万円未満である者が、返済免除の対象となる教育訓練(求職者支援訓練、公共職業訓練及び雇用保険法第60条の2に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練給付の指定講座)を修了した日の翌日から1年以内に安定した雇用(雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続)に就き、訓練受講前の賃金に比べ、就職後5%以上賃金が上昇した場合に対象となることを理解しています。
 - ・ 2. 返済免除申請時点及び申請以降、返済免除申請者が、貸付を受けたリ・スキリング等教育訓練支援融資の返済を滞納していない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
 - ・ 3. 就職支援計画書に基づく指定来所日にやむを得ない理由以外の理由で来所しない等安定所の就職支援を拒否したことがない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
 - ・ 4. 上記の他にも返済免除の対象要件があることを理解しています。
 - ・ 5. 返済免除の対象は、返済免除の申請をハローワークが承認した日時点の債務残高となるため、ハローワークでの審査期間等によって返済免除される債務残高が変動することを理解しています。
- V. 連絡先等の変更の届出
- ・ 住所、電話番号などの連絡先及び氏名を変更した場合はすみやかに労働金庫及びハローワークに届け出てください。
※ 各種届出を行うべきハローワークは、「リ・スキリング等支援融資要件確認書(リ・融資様式1)」を発行したハローワークとなります。

上記 I から V の全ての項目を確認し、了承する。

※ 上記の注意事項について確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックしてください。

リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳
教育訓練関係融資額内訳

1. 【教育訓練費用一覧】 *金額は税込額を記入してください。

Table with columns for 内訳 (Category), 1年目 (Year 1), 2年目 (Year 2), and 合計 (Total). Rows include categories like (1) 受験料, (7) 入学金, (12) 教材費等, and (15) その他受講生負担経費計.

- *1 欄が不足する場合は本票をコピーして使用し、最終ページに合計額を記載してください。
*2 受験料及び受験に要する経費を除き、既に支払済みの項目・金額は計上しないでください。
*3 本欄に計上されていない項目については、今後必要性が発生したとしても融資できません。
*4 入学金・受講料等欄には、訓練実施機関に納入しなければならない費用を計上してください。

2. 【教育訓練費用融資限度額】

Table showing financing limits for education training fees, with columns for 内訳 (Category), 1年目 (Year 1), 2年目 (Year 2), and 合計額 (Total Amount).

- *1 教育訓練費用融資限度額 ((17)の合計額欄) は、10万円単位に切り上げ又は切り下げてください。ただし、1年間の小計は120万円が上限です。
*2 労働金庫からの実際の融資は、本融資上限額の範囲内で円単位で行われます。

生活費用融資額内訳

3. 【生活費一覧】

Table showing a breakdown of living expenses, with columns for 内訳 (Category), 1年目 (Year 1), 2年目 (Year 2), and 合計額 (Total Amount).

* 生活費は受講を予定している教育訓練等の訓練開始日が属する月から訓練終了日が属する月までの月数が対象です。(例) 4月15日～10月14日の訓練の場合 受講予定訓練は6か月ですが、生活費の月数は7か月になります。

4. 【生活費融資限度額】

Table showing financing limits for living expenses, with columns for 内訳 (Category), 1年目 (Year 1), 2年目 (Year 2), and 合計額 (Total Amount).

*1 生活費融資限度額 ((19)の合計額欄) は、10万円単位に切り上げ又は切り下げてください。ただし、1年間の小計は120万円が上限です。

管理番号 ○○○○○○○○ - ○○○○ - ○○○○

リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書

ハローワークで記載します。

労働金庫

支店

御中

(本人記入欄)

A	本人氏名	(フリガナ) コウロウ タロウ		
		厚労 太郎		
B	生年月日	昭和・平成・令和 2 年 7 月 1 日生 (○ 歳)		
C	住所	〒○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○-○-○		
	電話番号	○○○ (○○○○) ○○○		
D	受講中の訓練の種類	① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練 ② 教育訓練給付の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練 ③ 求職支援訓練又は公共職業訓練等		
E	教育訓練講座の名称	△△Webデザイナーコース		
F	訓練期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日		
G	融資希望額	合計		
		<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>教育訓練費用</td> <td>生活費</td> </tr> <tr> <td>347,000 円</td> <td>300,000 円</td> </tr> </table>	教育訓練費用	生活費
教育訓練費用	生活費			
347,000 円	300,000 円			

※ リ・融資様式6「1 融資額について」の額を記載してください。

継続して受講する。また、上記の訓練を引き続き受講して修了する意思があるが、引き続きハローワーク等教育訓練支援融資の貸付を希望します。私の個人情報、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を行うために必要な範囲内で、労働金庫連合会、労働金庫、(一社)日本労働者信用基金協会、厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

本人署名 厚労 太郎

(以下、公共職業安定所記入欄)

上記の者に対して、融資対象訓練を中途退校せずに受講を継続していること、引き続き融資対象訓練を受講し、修了する意思があること及び引き続きリ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望することを確認したため、リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書(リ・融資様式5)を交付します。

あわせて、上記の者の融資希望額を確認の上、融資額は下表のとおりとします。

	合計	教育訓練費用	生活費用
融資額	円	円	円
対象年月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月

ハローワークで記載します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(公共職業安定所名)

(担当・電話番号)

印

(確認書有効期限) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (発行日の翌日から起算して2か月後の日まで)

リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認申請書 求職者

〇×〇× 公共職業安定所長 殿

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸付を受けるための「リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）」の発行を受けたいので、必要な確認書類を添えて申請いたします。
なお、申請に当たっては、下記の全項目及び裏面の注意事項について確認及び誓約をいたします。

全てのチェックボックスに を記入してください。

1 融資額について

- 下記の金額のリ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を希望します。
詳細は、(リ・融資様式6別添)「リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳」の【教育訓練費用一覧】の教育訓練費用総計の合計額及び【生活費一覧】生活費内訳の合計額とおります。

	合計	教育訓練費用	生活費用
融資希望額	647,000 円	347,000 円	300,000 円

- 教育訓練費用について、学費納入用の請求書等、必要な資料をすべて添付しています。なお、添付された資料

か
場

なる

リ・融資様式6別添の(16)及び(17)の合計の額を記載してください。

2 以下に記載された記載のすべての事項を確認・了承の上、下記のチェックボックスにチェックし、最後に記入日及び氏名を記載してください。

- 1. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資制度に係る以下の対象教育訓練の受講を継続しています。
(受講中の講座に「○」をしてください。)
- ① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練
- ② 教育訓練給付の講座指定を受けている法人が提供する教育訓練
- ③ 求職支援訓練又は公共職業訓練等

- ・ 訓練実施機関名 株式会社〇〇
- ・ 受講予定の講座名 △△Webデザインコース

- 2. 私は、1に記載した受講中の教育訓練を修了する意思があります。
- 3. 私は、次の理由により、リ・スキリング等教育訓練支援融資の貸付を引き続き希望します。

訓練を受講中のため、引き続き融資の継続を希望します。

- 4. 私は、リ・スキリング等支援融資が貸付であり、貸し付けられた資金は利息とともに期日までに返済する義務があることを了解しています。また、現在、利息については滞ることなく返済しています。
- 5. 私は、貸付金に係る関係書類の偽造や虚偽の記載等により不正受給処分を受けた場合又は確認申請書類の虚偽記載等により貸付の不正利用が発覚した場合には、あらかじめ定めた返済方法にかかわらず、直ちに債務残高の

全額を一括返済すること、また、不正受給処分を受けた場合等には詐欺罪等として処罰されることがあることを了解しています。

6. 私は、リ・スキリング等支援融資によって融資を受けようとする費用に対して、給付または融資を受ける制度（職業訓練受講給付金、教育訓練支援給付金、求職者支援資金融資、技能者育成資金融資、就職安定資金融資、訓練・生活支援資金融資、教育訓練実施機関や国・自治体等が実施する奨学金等）を利用していません。
なお、受講予定の教育訓練が1の②である場合であって、このうち教育訓練給付金の厚生労働大臣による指定講座を受講している場合、訓練終了後、教育訓練給付の受給を予定している場合については、本融資の教育訓練費用の利用はできないことを承知しています。また、専門実践教育訓練給付金の受給申込みをした者であって、教育訓練支援給付金の受給申込みをしている場合については生活費も利用できないことを承知しています。
7. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
8. 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資の返済免除の対象となる講座（求職者支援訓練、公共職業訓練、教育訓練給付の指定講座）及び免除対象要件について理解しています。

上記1から8の全ての項目に該当する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(氏名) 厚労 太郎 (昭和 平成・令和 2 年 7 月 1日生)

※ 裏面の注意事項も確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックし、記入日及び氏名を記載してください。

(2026.04)

注 意 事 項

- ☑ I. 教育訓練等の受講を前提とした貸付制度であること
 - ・ 1. リ・スキリング等教育訓練支援融資は、対象の教育訓練等を受講することを対象とした融資であることから、借入れの手続きを行うためには、教育訓練等を受講する必要があります。
 - ・ 2. リ・スキリング等教育訓練支援融資の内、生活費分の融資は、3か月毎の定期融資です。
- ☑ II. 借り入れの手続き
 - ・ 1. このリ・スキリング等教育訓練支援融資の借り入れ手続きについては、労働金庫に赴いて手続きを行う必要はありません。
教育訓練費分の融資については、リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書（リ・融資様式1）によって労働金庫に申請し、労働金庫と契約を締結した項目等の範囲内のみ借り入れをすることができます。
 - ・ 2. 貸付の決定は労働金庫が行います。このため、ハローワークから「リ・スキリング等教育訓練支援融資訓練状況確認書（リ・融資様式5）」を発行された場合でも、労働金庫において金融機関としての審査があり、多重債務者や自己破産者等の返済困難者等である場合のほか総合的な判断結果として貸付を受けられない場合があります。
- ☑ III. 返済
 - ・ 1. 返済は、毎月末日を返済日とし、初回融資があった日の次々回返済日以降、訓練終了月の1年後までを元金据置期間として利息のみを返済し、元金据置期間終了月の翌月から10年以内（最終弁済時年齢76歳未満）に元利均等払いにより返済することになります。
 - ・ 2. 訓練を途中で退校した場合（就職や自己都合等、理由は問いません）には、当初契約の据置期間は認められません。速やかに労働金庫及びハローワークに届け出のうえ、労働金庫にて契約変更手続きをとってください。
- ☑ IV. 返済免除の手続き
 - ・ 1. 返済免除は、確認申請時に提出する最新の収入確認書等によって確認できる年収が500万円未満である者が、返済免除の対象となる教育訓練（求職者支援訓練、公共職業訓練及び雇用保険法第60条の2に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練給付の指定講座）を修了した日の翌日から1年以内に安定した雇用（雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続）に就き、訓練受講前の賃金に比べ、就職後5%以上賃金が上昇した場合に対象となることを理解しています。
 - ・ 2. 返済免除申請時点及び申請以降、返済免除申請者が、貸付を受けたリ・スキリング等教育訓練支援融資の返済を滞納していない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
 - ・ 3. 就職支援計画書に基づく指定来所日にやむを得ない理由以外の理由で来所しない等安定所の拒否したことがない場合に返済免除の対象となることを理解しています。
 - ・ 4. 上記の他にも返済免除の対象要件があることを理解しています。
 - ・ 5. 返済免除の対象は、返済免除の申請をハローワークが承認した日時点の債務残高となるため、ハローワークでの審査期間等によって返済免除される債務残高が変動することを理解しています。
- ☑ V. 連絡先等の変更の届出
 - ・ 住所、電話番号などの連絡先及び氏名を変更した場合はすみやかに労働金庫及びハローワークに届け出てください。
※ 各種届出を行うべきハローワークは、原則として、「リ・スキリング等支援融資要件確認書（リ・融資様式1）」を発行したハローワークとなります。

☑ 上記 I から V の全ての項目を確認し、了承する。

※ 上記の注意事項について確認・了承の上、上記チェックボックスにチェックしてください。

リ・スキリング等教育訓練支援融資 融資額内訳
教育訓練関係融資額内訳

1. 【教育訓練費用一覧】 *金額は税込額を記入してください。

		10月分	11月分	12月分	合計	
	(1) 受験料				0	
	用受験に要する費	(2) 受験に要する旅費				0
		(3) 受験に要する宿泊費				0
		(4) その他の経費				0
		(5) 受験に要する費用計((2)~(4))	0	0	0	0
		(6) 教育訓練経費計((1)+(5))	0	0	0	0
入学金・受講料等	(7) 入学金				0	
	受講料等	(8) 授業料	220,000	0	0	220,000
		(9) その他必須の経費(実習等)	77,000	0	0	77,000
		在籍基本料	40,000	0	0	40,000
		施設整備費	22,000	0	0	22,000
		教育活動料	10,000	0	0	10,000
		後援会費	2,500	0	0	2,500
		学会費	2,500	0	0	2,500
		校友会費	0	0	0	0
						0
						0
(10) 受講料計((8)+(9))	297,000	0	0	297,000		
(11) 教育訓練経費計((7)+(10))	297,000	0	0	297,000		
その他受講者が負担する経費	(12) 教材費等	0	0	0	0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	(13) 通学に要する交通費等	50,000	0	0	50,000	
(14) その他の経費	0	0	0	0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
(15) その他受講生負担経費計((12)+(13)+(14))	50,000	0	0	50,000		
(16) 教育訓練費用総計((6)+(11)+(15))	347,000	0	0	347,000		

- ※1 欄が不足する場合は本票をコピーして使用し、最終ページに合計額を記載してください。
- 2 受験料及び受験に要する経費を除き、既に支払済みの項目・金額は計上しないでください。
- 3 入学金・受講料等欄には、訓練実施機関に一括納入しなければならない費用を計上してください。
- 4 リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書(リ・融資様式2)及びリ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書(リ・融資様式1)の別添に計上されていない項目については、必要性が発生したとしても融資できません。

生活費融資額内訳

2. 【生活費一覧】

内訳		10月分	11月分	12月分	合計
(17) 生活費内訳(各月の上限は100,000円です。)		100,000	100,000	100,000	300,000

(2026.04)

リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除審査申請書

〇×〇× 公共職業安定所長 殿 申請日: 令和 〇 年 〇 月 〇 日

「リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書(リ・融資様式9)」の発行を受けるため、以下のとおり申請します。

申請に当たっては以下について、誓約・同意・了承します。

以下を確認の上、□にチェック(✓)を記入してください。

全ての項目に✓を付けてください。

- 下記②「誓約事項」欄の全項目について確認し、誓約します。
- 下記③「同意事項」欄の全項目について確認し、同意します。
- また、裏面の注意事項等の全てを確認し、了承しています。

いずれかの項目に✓を付けてください。

(申請者記入欄) 裏面の「Ⅱ 記入要領」をご確認の上、以下①～④の各欄を記入してください。

①	申請者情報	(フリガナ)	コウロウ タロウ		管理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		氏名	厚労 太郎		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 2 年 7 月 1 日				
		雇用保険被保険者番号	1234-567891-2				
		住所	〒 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 〇 〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇				
全ての項目に✓を付けてください。							
②	誓約事項	以下を確認の上、□にチェック(✓)を記入してください。					
		<input checked="" type="checkbox"/> 下記の(1)から(5)全ての項目に該当します。					
		<input checked="" type="checkbox"/> (1) 私は、リ・スキリング等教育訓練支援融資制度の返済免除対象となる教育訓練を受講し、修了しています。					
		<input checked="" type="checkbox"/> (2) 私は、教育訓練を修了した日の翌日の翌日から1年以内に、雇用保険が適用される雇用に就職し、就職日から1年以上当該雇用が継続しました。					
		<input checked="" type="checkbox"/> (3) 私は、貸付を受けたリ・スキリング等教育訓練支援融資の返済について、本申請時点で、滞っている返済はありません。また、申請日以降において返済を滞った場合、返済免除の対象要件を満たさなくなることを了承しています。					
		<input checked="" type="checkbox"/> (4) 私は、これまで就職支援計画書に基づく指定来所日にやむを得ない理由以外の理由で来所しない等公共職業安定所の就職支援を拒否したことはありません。					
<input checked="" type="checkbox"/> (5) 私の(2)にかかる雇用の主たる賃金は、訓練開始以前の主たる賃金と比較して、5%以上増加しています。							
③	同意事項	個人情報の取扱いについて					
		あなたの債務残高の返済免除の状況等については、返済免除の状況等に関する事務に必要な範囲及び求職者支援訓練及び公共職業訓練の実施、求職者支援訓練以外の職業訓練の実施、リ・スキリング等教育訓練支援融資その他の就職に関する支援措置を講ずるために必要となる範囲で、公共職業安定所、都道府県労働局、厚生労働省、労働金庫連合会、労働金庫、一般社団法人日本労働者信用基金協会との間で、あなたの返済免除の状況等の個人情報を相互利用する場合があります。					
同意するの□にチェック(✓)を記入してください。							
<input checked="" type="checkbox"/> 同意する場合は、✓を付けてください。 → <input checked="" type="checkbox"/> 同意する							
④	返済免除要件 訓練情報、最終返済日	訓練名称	△△Webデザインコース				
		訓練種類	以下のいずれかの□にチェック(✓)を記入してください。				
			<input checked="" type="checkbox"/> 教育訓練給付の指定講座 <input type="checkbox"/> 求職者支援訓練 <input type="checkbox"/> 公共職業訓練				
		訓練コース番号/教育訓練給付の指定講座番号	1 1 1 1 1 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 - 1				
		訓練期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日				
訓練終了日	令和 10 年 3 月 31 日	最終返済日	令和 20 年 3 月 31 日				
受講する教育訓練に厚生労働省が付した番号がない場合は、記入不要です。							

(第2面に続く)

(2026.4)

⑤	返済免除要件 既総融資額	返済終了予定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
		教育訓練費用の既総融資額	1,800,000 円		うち元金の既返済額(利子返済額を除く)	150,000 円
		生活費の既総融資額	2,400,000 円		うち元金の既返済額(利子返済額を除く)	50,000 円
		既総融資額の合計	4,200,000 円		うち元金の既返済額(利子返済額を除く)	200,000 円
⑥	返済免除要件 訓練修了後賃金	事業所名	貸金アップ株式会社			既返済額の内訳が分からない場合は記入不要です。
		事業所所在地	〒 △ △ △ - △ △ △ △ 東京都千代田区霞が関△-△-△			
		事業所電話番号	△△△-△△△△-△△△△			
		雇用開始日	令和 △ 年 △ 月 △ 日			
		賃金額	1,080,000 円			
		賃金支払期間	令和 × 年 × 月 × 日		～ 令和 □ 年 □ 月 □ 日	
		訓練開始前就業状況	以下のいずれかの口にチェック(✓)を記入してください。		いずれかの項目に✓を付けてください。	
	<input type="checkbox"/> 個人事業主		<input checked="" type="checkbox"/> 在職者 <input type="checkbox"/> 離職者			
⑦	返済免除要件 訓練開始前賃金	就業先名	株式会社リ・スキリング支援			
		就業先所在地	〒 × × × - × × × × 東京都千代田区霞が関×-×-×			
		就業先電話番号	××-××××-××××			
		賃金額(所得額)	432,432 円			
		賃金支払期間(所得提出期間)	令和 × 年 × 月 × 日		～ 令和 □ 年 □ 月 □ 日	
		返済免除要件 賃金上昇率 返済免除割合	賃金上昇率	149.751 %	返済免除割合	以下のいずれかの口にチェック(✓)を記入してください。
			<input type="checkbox"/> 30%(賃金上昇率5%以上10%未満)	<input checked="" type="checkbox"/> 50%(賃金上昇率10%以上)		
			該当する方に✓を付けてください。			

(2026.4)

リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除審査申請書に係る注意事項、記入要領

I 注意事項

1. 申請に当たっては、管轄のハローワークからリ・スキリング等支援融資制度の説明を受け、十分理解されてから申請してください。
2. 労働金庫の有する債権は一般社団法人日本労働者信用基金協会(以下「日本労信協」という。)に保証されているため、融資額の一部返済免除は日本労信協から通知されます。
3. ハローワークから「リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書」(リ・融資様式9)が発行されても、返済免除を受けられない場合があります。

II 記入要領

- 1 「管理番号」欄は、リ・スキリング等支援融資要件確認書(リ・融資様式2)の写しに記載された管理番号を記入してください。
- (1) ② 「誓約事項」欄は、(1)～(5)を確認の上、□にチェック(✓)を記入してください。
- (2) ③ 個人情報の取扱いについて、厚生労働省他明示した関係機関において相互に利用することについて同意する場合、確認の上、□にチェック(✓)を記入してください。
- (3) ④ 「訓練種類」欄は、該当するものを確認の上、□にチェック(✓)を記入してください。
- (4) ④ 「最終返済日」欄は、労金担当店舗より通知されている最終返済日を記入してください。
- (5) ⑤ 既総融資額を記入してください。また、元金の返済を行っていただければ当該金額も併せて記入してください。
- (6) ⑥ 「事業所名」欄は、訓練修了の翌日から1年以内に就職した就職先であって、雇用保険が適用される雇用について記入してください。
- (7) ⑥ 「雇用開始日」欄は、⑥「事業所名」欄に記入した事業所に雇用された日を記入してください。
- (8) ⑥ 「貸金額」欄は、⑦ 「訓練開始前就業状況」欄(後述)において選択した就業状況に応じて、下表1に該当する期間の貸金額を記入してください。
- (9) ⑥ 「貸金支払期間」欄は、⑥「貸金額」欄に記入した貸金額が支払われた期間を記入してください。
- (10) ⑦ 「訓練開始前就業状況」欄は、訓練開始前の就業状況を確認の上、該当するものの□にチェック(✓)を記入してください。
- (11) ⑦ 「貸金額(所得額)」欄は、⑦「訓練開始前就業状況」欄において選択した就業状況に応じて、下表1のとおり記入してください。
- (12) ⑦ 「貸金支払期間(所得提出期間)」欄は、⑦「貸金額(所得額)」欄に記入した貸金額が支払われた下表1に該当する期間を記入してください。
- (13) ⑧ 「貸金上昇率」欄は、⑥「貸金額」欄と⑦「貸金額(所得額)」欄に記入した額を基に、(算定式)のとおり算定して得た値を記入してください。
なお、小数点以下の値については、小数点第二位を四捨五入してください(例:4.97% → 5.0%、9.94% → 9.9%)。

$$\text{(算定式)} \frac{\text{(⑥「貸金額」欄に記入した値)} - \text{(⑦「貸金額(所得額)」欄に記入した値)}}{\text{(⑦「貸金額(所得額)」欄に記入した値}} \times 100$$

- (14) ⑧ 「返済免除割合」欄は、⑧「貸金上昇率」欄に記入した値に応じて、該当するものの□にチェック(✓)を記入してください。

表1

⑦「訓練開始前就業状況」欄	⑥「貸金額」欄 (※1)	⑦「貸金額(所得額)」欄 (※2)
個人事業主	「事業所名」に記入した雇用による主たる貸金で、当該雇用後2年以内の期間から選択した連続する1年間の貸金	訓練開始日が属する年の前年における1年間の所得
離職者	「事業所名」に記入した雇用による主たる貸金で、当該雇用後2年以内で申請者が選択した連続する6か月間(※3)の貸金	直近の離職日(当該離職日から教育訓練の開始日までの期間が2年以内であること。)以前の連続する6か月間(※4)の主たる貸金
在職者	「事業所名」に記入した雇用による主たる貸金で、当該雇用後2年以内で申請者が選択した連続する6か月間の貸金	訓練開始日以前の連続する6か月間の主たる貸金

- ※ 1 訓練修了後の貸金額については、別添2-1、別添2-2又は別添2-3により確認した額を記入してください。
- 2 訓練開始前の貸金額(所得額)の貸金額又は所得額については、別添1-1、別添1-2又は別添1-3により確認した額を記入してください。
- 3 別添2-3により確認する場合は、当該雇用後2年以内で申請者が選択した連続する12か月間の貸金額を記入してください。
- 4 別添1-3により確認する場合は、訓練開始日が属する年の前年における1年間(1月～12月)の所得を記入してください。

III 添付書類

本申請書は、リ・融資様式7の別添1-1、別添1-2又は別添1-3及びリ・融資様式7の別添2-1、別添2-2又は別添2-3に加えに加え、下記1及び2を添付して提出してください。

なお、1及び2の書類は、管轄のハローワークにて写しをとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1. 返済免除要件を満たすことを証明する書類
 - (1) 「訓練の名称」欄に記載した訓練を修了したことを証明する書類(例:卒業証書、修了証書 等)
 - (2) 「訓練修了後貸金」の「事業所名」欄に記載した事業所において雇用保険被保険者として雇用されていることを証明する書類(例:雇用契約書、給与明細書 等)
 - (3) ④「貸金額」欄、「提出期間」欄に記入した対象期間における貸金額の証明書類(例:貸金台帳、給与明細書、源泉徴収票等)
 - (4) ⑤「貸金額(所得額)」欄、「提出期間」欄に記入した対象期間における貸金額の証明書類(例:貸金台帳、給与明細書、源泉徴収票等)
 - (5) 労働金庫との融資契約書等、融資期間及び返済終了月が確認できる書類
2. その他、管轄のハローワークが求める資料

(2026.4)

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（訓練開始前）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名	厚 郎 太 郎	雇用保険 被保険者番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	1	-	2
-------	------------	----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

就職していた事業所で雇用保険被保険者であった場合、
雇用保険被保険者番号を入れてください。

本欄は就職していた元の事業所（在職者は在職中の事業所）に記載してもらってください。

1 就職していた事業所の情報

事業所名	株式会社リ・スキリング支援																	
所在地	〒 ×××-×××× 東京都千代田区霞が関×-×-×																	
電話番号	××-××××-××××				雇用保険適用事業所番号	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	-	1

2 離職年月日

×年×月×日

3 就労していた際の賃金

月数	賃金支払対象期間	賃金額 (円)	備考
1	×年×月×日 ~ □年□月□日	72,072円	時給1,001円×6時間×週3日勤務× 4週勤務=72,072円
2	×年×月×日 ~ □年□月□日	72,072円	
3	×年×月×日 ~ □年□月□日	72,072円	
4	×年×月×日 ~ □年□月□日	72,072円	
5	×年×月×日 ~ □年□月□日	72,072円	
6	×年×月×日 ~ □年□月□日	72,072円	
計		432,432円	

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和 × 年 × 月 × 日

事業主氏名 株式会社リ・スキリング支援

(法人のときは名称及び代表者氏名) 代表取締役 リスキル 花子

※ 記入要領

ア 御社における離職日から起算して直近の賃金締切日からはじめて連続する6か月分の賃金を記載してください。

イ 金額について、賞与などの臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われた賃金は除外してください。

(2025.10)

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（訓練開始前）

○ 前職が、自営業者（フリーランス等名称は問わない）の場合

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名	厚労 太郎
-------	-------

1 自営業の情報

事業所名	リ・スキリング支援・スタジオ		
所在地	〒 □□□-□□□□ 東京都千代田区霞が関□-□-□		
電話番号	□□-□□□□-□□□□		

2 訓練開始前の所得額

① 対象期間	② 所得金額	③ 所得金額を確認した書類 ※ 該当する証明書類名に○をしてください。				④ 備考
		納税証明書 (その2)	納税通知書	課税証明書・所得 証明書	源泉徴収票	
△年1月1日 ~ △年12月31日	2,000,000円			○		
合計	2,000,000円					

※ 記入要領

ア 本様式は、訓練開始前の就業状況が個人事業主に該当する場合に提出してください。

イ ①は、訓練開始日が属する年の前年における1年間（1月～12月）の期間を記載してください。

ウ ②は、納税証明書（その2）、納税通知書、課税証明書・所得証明書、源泉徴収票の所得金額を円単位で記載してください。

エ ③は、該当する証明書に○をしてください。

所得金額に土地の売買収益等、就労以外の所得が含まれる場合は、④備考欄に当該金額等を記載し、②欄には当該金額を除外した金額を入れてください。また、④備考欄に記載した金額等が確認できる資料（写しで構いません。）を添付してください。

(2025.10)

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票 (訓練開始前)

○ 前職が雇用労働者であって、前職での貸金情報を確認することが困難な場合

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名	厚 郎 太 郎	雇用保険 被保険者番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	1	-	2
-------	------------	----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

就職していた事業所で雇用保険被保険者であった場合、雇用保険被保険者番号を入れてください。

1 就職していた事業所の情報

事業所名	株式会社リ・スキリング支援	
所在地	〒 ×××-×××× 東京都千代田区霞が関×-×-×	
電話番号	××-××××-××××	

2 離職年月日

×年×月×日

3 訓練開始前の所得額

① 対象期間	② 所得金額	③ 所得金額を確認した書類 ※ 該当する証明書類名に○をしてください。		④ 備考
		課税証明書・所得証明書	源泉徴収票	
△年1月1日 ~ △年12月31日	2,000,000	○		
合計	2,000,000円			

※ 記入要領

- ア 本様式は、訓練開始前の就業状況において、雇用労働者であるものの、前職での貸金情報を確認することが困難な場合に提出してください。
- イ ①は、訓練開始日が属する年の前年における1年間（1月～12月）の期間を記載してください。
- ウ ②は、課税証明書・所得証明書、源泉徴収票の所得金額を円単位で記載してください。
- エ ③は、該当する証明書類に○をしてください。
所得金額に土地の売買収益等、就労以外の所得が含まれる場合は、④備考欄に当該金額等を記載し、②欄には当該金額を除外した金額を入れてください。また、④備考欄に記載した金額等が確認できる資料（写しで構いません。）を添付してください。
- オ 本様式では、臨時に支払われる貸金及び賞与など3か月を超える期間ごとに支払われた貸金は除外できません。ご了承ください。 (2026.04)

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（就職後）

○ 前職が、離職者・在職者の場合

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名	厚労 太郎	雇用保険被保険者番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	1	-	2
-------	-------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

本欄は就職先の事業所に記載してもらってください。

1 就職先の事業所の情報

事業所名	貸金アップ株式会社																		
所在地	〒△△△-△△△△ 東京都千代田区霞が関△-△-△																		
電話番号	△△△-△△△△-△△△△					雇用保険適用事業所番号	9	9	9	9	-	9	9	9	9	9	9	-	9

2 採用後の貸金

月数	貸金支払対象期間	貸金額（円）	備考
1	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
2	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
3	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
4	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
5	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
6	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
計		1,080,000円	

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和 △ 年 △ 月 △ 日

事業主氏名 貸金アップ株式会社

(法人のときは名称及び代表者氏名)

取締役社長 貸金 上昇

※ 記入要領

- ア 雇用保険被保険者として1年間継続して雇用した場合であって、雇用保険被保険者として雇用後2年以内で申請者が選択した連続する6か月間の貸金を記載してください。
- イ 貸金支払対象期間には、貸金締切日（貸金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い貸金締切日を、日々貸金が支払われる者等定められた貸金締切日のない者については暦月の末日。）の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日。）から次の貸金締切日までの期間を記載してください。
- ウ 記載日から直近の貸金締切日からはじめて連続する6か月分の貸金を記載してください。この6か月は雇用保険被保険者として雇入れから2年以内であれば申請者が自由に選択できます。
- エ 貸金額について、賞与などの臨時に支払われる貸金及び3か月を超える期間ごとに支払われた貸金は除外してください。

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（就職後）

○ 前職が、自営業者（フリーランス等名称は問わない）の場合

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名	厚労 太郎	雇用保険被保険者番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	1	-	2
-------	-------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

本欄は就職先の事業所に記載してもらってください。

1 就職先の事業所の情報

事業所名	貸金アップ株式会社																	
所在地	〒△△△-△△△△ 東京都千代田区霞が関△-△-△																	
電話番号	△△△-△△△△-△△△△					雇用保険事業所番号	9	9	9	9	-	9	9	9	9	9	-	9

2 採用後の賃金

月数	② 賃金支払対象期間	③ 賃金額（円）	④ 備考
1	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
2	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
3	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
4	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
5	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
6	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
7	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
8	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
9	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
10	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
11	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
12	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
計		2,160,000円	

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和 △ 年 △ 月 △ 日

事業主氏名 貸金アップ株式会社

(法人のときは名称及び代表者氏名) 取締役社長 賃金 上昇

※ 記入要領

- ア 雇用保険被保険者として1年間継続して雇用した場合であって、雇用保険被保険者として雇用後2年以内で申請者が選択した連続する12か月間の賃金を記載してください。
- イ 賃金支払対象期間には、賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日。）の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日。）から次の賃金締切日までの期間を記載してください。
- ウ 記載日から直近の賃金締切日からはじめて連続する12か月分の賃金を記載してください。この12か月は雇用保険被保険者として雇入れから2年以内であれば申請者が自由に選択できます。
- エ 賃金額について、賞与などの臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金は除外してください。

リ・スキリング等教育訓練支援融資に係る貸金確認票（就職後）

○ 前職が離職者・在職者の場合で、貸金情報を確認することが困難な場合

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名	厚労 太郎	雇用保険被保険者番号	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	-	1
-------	-------	------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

本欄は就職先の事業所に記載してもらってください。

1 就職先の事業所の情報

事業所名	貸金アップ株式会社																	
所在地	〒△△△-△△△△ 東京都千代田区霞が関△-△-△																	
電話番号	△△△-△△△△-△△△△					雇用保険適用事業所番号	9	9	9	9	-	9	9	9	9	9	-	9

2 採用後の貸金

月数	貸金支払対象期間	貸金額（円）	備考
1	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
2	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
3	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
4	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
5	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
6	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
7	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
8	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
9	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
10	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
11	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
12	×年×月×日 ~ □年□月□日	180,000円	
計		2,160,000円	

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和 △ 年 △ 月 △ 日

事業主氏名 貸金アップ株式会社

(法人のときは名称及び代表者氏名) 取締役社長 貸金 上昇

※ 記入要領

- ア 雇用保険被保険者として1年間継続して雇用した場合であって、雇用保険被保険者として雇用後2年以内で申請者が選択した連続する1年間の貸金を記載してください。
- イ 貸金支払対象期間には、貸金締切日（貸金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い貸金締切日を、日々貸金が支払われる者等定められた貸金締切日のない者については暦月の末日。）の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日。）から次の貸金締切日までの期間を記載してください。
- ウ 貸金支払対象期間は、貸金締切日の翌日から貸金締切日を1月として、連続する12か月分の貸金を記載してください。この12か月は雇用保険被保険者として雇入れから2年以内であれば申請者が自由に選択できます。
- エ 貸金額について、賞与などの臨時に支払われる貸金及び3か月を超える期間ごとに支払われた貸金は原則として除外してください。

管理番号 ○○○○○○○○—○○○○—○○○○

リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書

ハローワークで記載します。

労働金庫 御中

下記の者が、リ・スキリング等教育訓練支援融資の返済免除対象者の資格要件に適合していることを確認しましたので通知します。

記

(本人記入欄)

A	申請日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
B	申請者	氏名 (フリガナ) コウロウ タロウ 厚労 太郎
		生年月日 昭和・平成・令和 2 年 7 月 1 日生(○ 歳)
		住所 〒○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○-○-○
		電話番号 ○○○ (○○○○) ○○○○
C	担当労金店舗	○×○×労働金庫 ○×○×支店
D	貸金上昇率 (返済免除割合)	△△% (<input checked="" type="checkbox"/> 30% <input type="checkbox"/> 50%)

(以下、公共職業安定所記入欄)

上記の者の返済免除割合は、 _____ %とします。

ハローワークで記載します。 確認日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(公共職業安定所名)

(担当・電話番号)

印

就職に向けた活動計画

来所日	公共職業安定所又は地方運輸局による計画		あなたの求職活動等の記録								
【第 回】 (定例・臨時) 令和 年 月 日	令和 年 月 日	●求職活動 ① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講	<p>△月〇日～〇月〇日 融資の対象となる訓練を受講。</p> <p>○月〇日 ハローワーク〇×〇×で求人情報を閲覧。</p> <p>〇月〇日 指定来所日における訓練の受講状況、継続の意思、融資継続の意思を報告。</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>ハローワークもしくは地方運輸局で記載します。</p> <table border="1"> <tr><td>拒否</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr><td>欠席</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	拒否	A	B	C	欠席			
拒否	A	B		C							
欠席											
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第 回 計画 作成者 作成日 令和 年 月 日	③ 応募求人への選定 (求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ その他									
【第 回】 (定例・臨時) 令和 年 月 日	令和 年 月 日	●求職活動 ① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講	<p>//</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>ハローワークもしくは地方運輸局で記載します。</p> <table border="1"> <tr><td>拒否</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr><td>欠席</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	拒否	A	B	C	欠席			
拒否	A	B		C							
欠席											
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第 回 計画 作成者 作成日 令和 年 月 日	③ 応募求人への選定 (求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ その他									
【第 回】 (定例・臨時) 令和 年 月 日	令和 年 月 日	●求職活動 ① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講	<p>//</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>ハローワークもしくは地方運輸局で記載します。</p> <table border="1"> <tr><td>拒否</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr><td>欠席</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	拒否	A	B	C	欠席			
拒否	A	B		C							
欠席											
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第 回 計画 作成者 作成日 令和 年 月 日	③ 応募求人への選定 (求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ その他									
【第 回】 (定例・臨時) 令和 年 月 日	令和 年 月 日	●求職活動 ① 公共職業安定所又は地方運輸局での職業相談 ② セミナーの受講	<p>//</p> <p>公共職業安定所又は地方運輸局確認欄</p> <p>ハローワークもしくは地方運輸局で記載します。</p> <table border="1"> <tr><td>拒否</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr><td>欠席</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	拒否	A	B	C	欠席			
拒否	A	B		C							
欠席											
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	第 回 計画 作成者 作成日 令和 年 月 日	③ 応募求人への選定 (求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ その他									

ハローワークもしくは地方運輸局で記載します。

来所日までの
 ・訓練の受講状況
 ・就職活動、相談活動等
 について記載してください。

- 注意
- この計画書は、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所長又は地方運輸局長に、必ず本人が提出してください。
 - この計画書は、就職支援期間（訓練終了後3ヶ月間）が終了するまで大切に保管してください。
 - この計画書を滅失したり、損傷したりしたときは、速やかにこの計画書の交付を受けた公共職業安定所長又は地方運輸局長に申し出て再交付を受けてください。
 - 学校教育法に定める大学等で教育訓練を受ける場合及び教育訓練給付の指定講座の教育訓練実施機関が実施する教育訓練を受ける場合は原則3か月単位で計画を作成してください。なお、初回計画は2か月で作成してください。また、訓練終了後の期間（3か月間）を含む最後の期間が6か月未満の場合、当該3か月を含む4か月又は5か月を単位として計画を作成して差し支えありません。
 - 来所日を設定後、教育訓練費用に係る授業料の支払い等の関係から臨時に融資を受ける必要がある場合、定例の指定来所日以外の来所日として、臨時に指定来所日の指定を受けてください。この際、既に3か月後の指定来所日を設定している場合、次欄に当該臨時の来所日を設定してください。
 - 設定された来所日に来所をしない場合、労働金庫の審査が振込期限までに終了できず、結果として融資が受けられない場合があります。
 - 融資終了後であるにもかかわらず訓練期間が残っている場合、引き続き指定来所日に来所する必要があります。来所を拒否した場合、求職者支援訓練・公共職業訓練、教育訓練給付の指定講座を受講し、その他所定の要件を満たし、債務残高の返済免除の要件を満たしたとしても、返済免除の対象とはならない場合があります。
 - 「あなたの求職活動記録」欄には、求職活動を行う都度、求職活動日、内容やその結果を記入してください（訓練実施機関が行う就職指導を受けた場合についても記入してください。）。なお、公共職業安定所又は地方運輸局において、職業相談、セミナーの受講、求人情報の検索をしたときや就職面接会に参加したとき、キャリアコンサルティングを受けたときには、必ずこの計画書を公共職業安定所又は地方運輸局に持参し、確認を受けてください。
 - 就職した場合や退校した場合には、必ずこの計画書の交付を受けた公共職業安定所又は地方運輸局に報告してください。